

# 平成22年第1回上里町議会定例会会議録第1号

平成22年3月4日(木曜日)

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第1号)上里町防犯のまちづくり推進条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第2号)上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第3号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第4号)上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第5号)上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第6号)上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第7号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 (町長提出議案第8号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 (町長提出議案第9号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 (町長提出議案第10号)上里町道路線の廃止について
- 日程第17 (町長提出議案第11号)上里町道路線の認定について

- 日程第 1 8 (町長提出議案第12号)平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第13号)平成 2 1 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第14号)平成 2 1 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第15号)平成 2 1 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第16号)平成 2 1 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第17号)平成 2 1 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第18号)平成 2 1 年度上里町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第19号)平成 2 2 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第20号)平成 2 2 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第21号)平成 2 2 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第22号)平成 2 2 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第23号)平成 2 2 年度上里町老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 0 (町長提出議案第24号)平成 2 2 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 (町長提出議案第25号)平成 2 2 年度上里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 (町長提出議案第26号)平成 2 2 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 (町長提出議案第27号)平成 2 2 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 3 4 (町長提出議案第28号)監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 提出議案の報告について  
日程第 4 町長の行政報告について  
日程第 5 諸報告について  
日程第 6 一般質問について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	福祉こども課長	飯塚邦男君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	大場信也君	下水課長	豊田昇君
人権共生課長	山田和雄君	学校教育課長	柴崎久男君
生涯学習課長	庄邦雄君	指導室長	丸山修君
水道課長	澁澤秀実君	図書館長	斉藤直君
老人センター所長	関根信夫君	会計管理者	戸矢三樹男君

事務局職員出席者

事務局長 戸矢隆光 次長 須田孝史

## 開会・開議

午前9時5分開会・開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員について

議長（根岸 晃君） 日程第1、会議録署名議員について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において2番齊藤邦明議員、3番納谷克俊議員、4番中島美晴議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

### 日程第2 会期決定について

議長（根岸 晃君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長齊藤邦明議員。

〔議会運営委員長 齊藤邦明君発言〕

議会運営委員長（齊藤邦明君） おはようございます。議会運営委員長の齊藤邦明です。

前期定例会で審査の付託を受けました今期定例会の日程等について、去る2月22日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたのでその結果を報告します。

今期定例会におけます一般質問の通告者は5名で、質問通告時間は2時間50分であり、答弁時間を含めると4時間15分程度になると想定されます。

続いて、町長提出議案ですが、条例関係では制定条例が1件、一部改正条例が8件、道路線の廃止、認定が2件、21年度補正予算については、一般会計、各特別会計、水道事業会計の7件、22年度当初予算については一般会計、各特別会計、水道事業会計の9件、以上、町長提出議案は27件です。

また、本日まで新規に提出された請願はありません。

については、これらを考慮し、今期定例会の会期は本日3月4日から3月17日までの14日間といたしたいところです。

以上で議会運営委員会の審査報告とします。慎重審議をお願い申し上げます。

議長（根岸 晃君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間といたし

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（根岸 晃君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の施政方針及び行政報告について

議長（根岸 晃君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告について町長の発言を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

今年の冬は雪が降る日が多く、大変寒くもあり、冬らしさを感じた方も多かったのではないかと思います。

昨年の秋から年末にかけて新型インフルエンザが流行し、年明け以降、本格的な冬の到来で新型インフルエンザの流行が懸念されておりましたが、季節性インフルエンザも大きな流行とならず安堵しておるところでございます。

立春を過ぎまして、いよいよ3月を迎えましたが、議員各位におかれましては、御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成22年第1回上里町議会定例会を招集いたしましたところ、御出席をいただき、ここに定例会を開会できますことは、平成22年度を迎えるに当たり、今後の町政進展と住民福祉の向上にとりまして、まことに有意義なことであるものと考えておるところでございます。

本定例会には、条例の制定及び一部改正が9件、道路の認定、廃止が2件、補正予算が7件、当初予算が9件で、合計27件の議案提出を申し上げますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

3月定例会では、平成22年度の当初予算について御提案をいたしますことから、私の施政方

針を申し上げたいと思います。

まず、社会経済情勢についてでございますが、一昨年秋に、いわゆるリーマンショックを端とした、100年に一度とも言われる経済危機が起こり、その後、世界各国は財政出動を初めとする経済対策が行われ、新興国を中心にようやく経済が持ち直しつつあるところでございます。

我が国でも、政府による数次にわたる緊急経済対策によって景気刺激策がとられ、輸出産業を中心に持ち直しつつありますが、国内経済は依然デフレ状態にあり、一部には景気の二番底という懸念もささやかれるほど、実態経済はなお厳しいものと思っておるところでございます。

昨年秋に民主党を中心とする鳩山連立内閣が誕生し、第1次補正予算の見直しをはじめ事業仕分けなどが行われ、公約の実現に向けた財源づくりが行われたわけでございます。

平成22年度当初予算編成では、国税収入見通しが前年度をさらに下回るなど厳しいもので、国債発行額が国税収入額を上回るものとなりました。

一方、歳出では、子ども手当の支給、農家への戸別所得補償、高校授業料の無料化などの公約を盛り込み、総額92兆円という最大級の予算編成となったところでございます。地方への財政措置においては、ガソリン関係の暫定税率が維持され、交付税の原資となる国税が減少している中で、地方交付税総額が増額されるなど一定の配慮が行われております。

本町における経済情勢も同様に、景気動向の影響を受け、雇用情勢はもとより賃金状況も厳しい状況にあります。このため平成22年度の徴税収入見込みも、法人町民税を中心に大変厳しいものと受けとめておるところでございます。

以上の点を踏まえつつ、平成22年度の町政運営方針には限りある財源を最大限に有効活用して、まちづくりの基本目標である「人と自然が響きあうハーモニー・ガーデン上里」の実現に向けて、各種施策を有機的に展開し、積極的なまちづくりを推進してまいりたいと思います。

まず第1に、政府の補正予算による地域活性化等臨時交付金の活用と、平成22年度予算における新たな施策を円滑に実施してまいります。

政府による第一次経済対策、第二次経済対策による地域活性化・危機対策臨時交付金や地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を有効に活用し、地域の活性化を進めてまいりたい、このように考えております。

緊急経済対策として交付されました地域活性化・臨時交付金により、道路整備や公共施設の営繕、デジタル放送対応テレビの購入など、約2億4,000万円の事業費を投入してまいりました。

さらに国の第二次補正予算によって「地域活性化・細やかな臨時交付金」が創設され、約6,600万円が交付されることになりましたので、補正予算に計上して3月定例会に提案いたしましたが、平成22年度当初予算と相まって持続的な予算執行により地域経済を支援してまいり

ます。

また、埼玉県緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用創出に係る事業を実施してまいります。

月額1万3,000円を支給する子ども手当の創設や農家への戸別所得補償など、コンクリートから人づくりへの理念による予算が計上されておりますが、市町村が中心となっていく事務も多く、子ども手当の支給など円滑な事業の執行を行ってまいりたいと思います。

第2に、限られた財源を有効に活用するため、引き続き無駄を省き収入の確保に努めてまいります。

町民税は、国からの税源移譲となりました平成19年度をピークとして、景気動向の影響を受け税収が下降しております。このため、自主財源比率も低下し、限られた財源をいかに有効に活用するかが一層求められている、こういう時代になっておるとおもいます。

すべての事務事業に係る経費には、金額の多少を問わず意味を持たなければなりませんし、その意味を生かすためにも大切な税金を有効に使用していかなければならないと思っております。

これまで取り組んでまいりました行財政改革については、引き続きしっかりと行うことが必要であると考えております。

新行財政改革推進プランによって得られた節減効果は、財政負担の低減による財政の健全化はもとより、住民福祉の向上のために必要とされる住民サービスの提供に充てておるところでございます。限られた財源ですので無駄にせず、有効に活用するためにも、いつも申し上げておりますように気を緩めず、不断の努力によって行政改革を推進することが、住民の理解と信頼を得られるものと信じて実行してまいりたいと思っております。

第3に、町民が安全で安心して暮らせるように推進をいたします。

次に、町民が安心して暮らしていくためには、住民の生活を支えていく医療や保健をはじめとするセーフティーネットを安定的に、かつ持続的に実施をしなければなりません。少子高齢化社会の到来によって、医療、介護をはじめとする福祉予算は毎年着実に増加しておりますが、予算額の確保において不安を抱くことのないよう対応してまいりたいと思っております。

生活弱者への福祉向上、だれもが安心して利用できる優しい公共施設の整備など、各種施策を展開して安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

第4に、明日を見据えたまちづくりを推進します。

厳しいときも常に上里町の将来のため、明日を見据えた施策推進が必要となります。上里町が持つ地域資源をどのように活用し、これからも元気さを持続していかなければならないわけでございます。

上里サービスエリア地区周辺活用事業は、明日を見据えて今取り組まなければならない重要

課題であります。

一昨年に事業計画を見直し、事業化に向けて、取りつけ道路となるリバーサイドロードの整備を地域活力基盤創造交付金の採択を受けまして事業着手をいたしました。まずは第1期道路整備工事を計画どおり進めながら、あわせてスマートイターチェンジの実現に向けて、さらに調査を行ってまいりたいと思います。

また、企業立地のための予備調査を実施しておりますが、今年度はさらに企業誘致活動を全力で取り組んでまいります。

それでは、平成22年度当初予算の概要を申し上げます。

一般会計予算では、前年度に比べ9.9%の増加と平成13年度以来の高い伸び率となりましたが、これは子ども手当が新設されたことが大きな要因であり、子ども手当を除く伸び率はほぼ前年度並みということになるわけでございます。

特別会計では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、老人保健、駅南土地区画整理の5特別会計全体で6.6%の増といたしました。

公営企業会計では、公共下水道が一部供用開始に伴い、工事費や負担金の減少によって27%と大幅な減額とし、水道事業では老朽管や電気機械設備の更新事業により35%の増とし、3公営事業会計全体では7.4%の伸びといたしました。

一般会計をはじめとした9会計の合計では、総額126億4,000万円となり、対前年度比8.5%の増、額にして9億9,500万円の増といたしたところでございます。

歳入ですが、根幹をなす町税は、引き続き企業収益の悪化により町民税の法人が低調であり、加えて雇用情勢の悪化などから町民税の個人についても悪化しており、前年度対比4%の減を見込んでおるところでございます。

一方、固定資産税や軽自動車税は、前年度をやや上回る堅調な税収が見込まれ、町税全体としては0.8%減としておるところでございます。

次に、話題となりましたガソリン関係の暫定税率問題ですが、現行税率が維持されましたが、自動車の販売低迷や減税措置によって、自動車取得税や自動車重量税の減少、デフレ現象や消費の落ち込みなどで関連する地方消費税譲与税や地方交付金が2けたとなる大幅な減少となっております。

一方、地方交付税では、交付税総額の確保や税収見込みなどを参考に本年度の交付決定額と同額程度を見込み、譲与税や交付金の落ち込みをカバーしておるところでございます。

子ども手当の支給によりまして、国庫支出金を99%、県支出金を33%とそれぞれ大幅な増加を見込んでおります。

町債ですが、前年度対比15%増の6億1,300万円を見込みましたが、地方交付税や財源手当



のある臨時財政特例債 4 億 4,000 万円が含まれておるわけでございます。

次に、歳出ですが、初めに、「支えあい、生きがいあふれる健康のまち」では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の 3 特別会計で 40 億 6,000 万円程度の予算総額を確保したところでございます。

少子高齢化社会の到来によって、毎年対象となる被保険者が増加し、医療費や給付費が伸びており、一般会計から繰り出す金額も 5 億 8,100 万円と前年度に比べ大幅な増加となっております。

子ども手当支給事業では、総額 5 億 8,300 万円を計上し、乳幼児医療助成については、今年 7 月より対象年齢を中学生となる 15 歳までに拡大し、名称をこども医療費支給事業と改めるほか、障害者福祉の充実を図るため障害者デイサービス事業や自立支援特別交付金特別対策事業を新規事業と実施してまいります。

次に、「充実した都市基盤のまち」と「安全で快適に暮らせるまち」では、いよいよ公共下水道事業が一部供用開始されるとともに、現在、進めております古新田四ツ谷線整備事業の用地取得状況に合わせて建設工事に着手してまいりますし、リバーサイドロードをはじめ町道整備事業の推進を行ってまいりたいと思います。

安定的な給水を図るため、上水道事業においては老朽管をはじめ浄水場の電気や機械設備の更新事業を計画的に、かつ継続的に充実するほか、神保原駅前のバリアフリー化を図るためエレベーターの設置を行うため、新たな交通施設バリアフリー化施設整備費補助金を新設したところでございます。

次に、「活力に満ちた産業創造のまち」ですが、上里サービスエリア周辺地区活性化事業については、スマートインターチェンジの設置に向けて調査業務を予算化し、実現に向けた取り組みを進めるほか、企業立地の予備調査を踏まえ、下り線の 11 ヘクタールの工業団地への企業誘致活動に私を先頭に、庁内一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用の創出を図るため安全・安心のためのロード環境保全事業、教育活動支援員の設置、小・中学校施設等の安全点検・修理委託事業などの 5 事業を実施して、雇用の創出に努めてまいりたいと思います。

継続事業として推進されております上里整備土地改良事業や、上里幹線の更新事業などの農業基盤整備につきましても、引き続き推進してまいりますほか、神保原駅南土地区画整理事業も工事完了に伴い、画地確定作業に着手してまいりたいと思います。

商業振興では、大型商業施設を中心に魅力ある商業拠点の形成が図られておりますが、いずれも大切な地域の資源であります。町民の皆様は地元商店とともに、御利用いただきたいと思います。

いますし、引き続き商工団体の協力をいただきながら、地域と密着したイベントなどの支援も検討してまいりたいと思っております。

次に、「のびやかに学び楽しむまち」ですが、学校教育施設の整備についてですが、耐震化が緊急すべき課題でありますので、引き続き耐震化が必要とされる長幡小学校の改修工事については、今年度補正予算に実施設計事業を予算化いたしました。上里中学校の耐震化整備については、基金へ積み増しを行いながら、上里中学校建設基本構想の策定調査を実施してまいりたいと思っております。

また、昨年は新型インフルエンザの流行により中止となりました中学生海外派遣事業につきましては、昨年度と同様予算化を行いましたので、円滑に実施してまいりたいと、このように思っております。

「住民と行政がともに創るまちづくり」ですが、先ほど行政改革で申し上げましたように、厳しい財政環境を考え、これまで継続してまいりました私をはじめとする副町長、教育長の給与の削減、議会議員や非常勤特別職の費用弁償の支給停止、旅費のうち日当の支給停止については、本年度も継続をさせていただきたいと思っております。

また、職員数につきましても、本年4月1日現在で180名までに削減を進めているとともに、今年度は地域手当も経過措置が終了したため、支給がなくなるなど給与の適正化を進めてまいっておるところでございます。

以上が私の所信を述べたところでございますけれども、所信の中で厳しいという言葉が何回も申し上げることとなりましたが、厳しいときこそ新たな考え方やアイデアが生まれてくるものと思っております。厳しさをチャンスとして、町民の皆さんに住んでよかった、これからも住みたいと思われる上里町を築くため、町民の皆さんとともに元気に全力で町政運営に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

終わりにになりましたが、12月定例議会以降の町政報告を申し上げたいと存じます。

1月10日には、成人式がワープ上里において行われ、402名の方が新成人として大人の仲間入りをいたしました。これからの時代を担う皆さんの成人式を祝い、今後の活躍を大いに期待したいと思います。なお、式典は和やかに華やかに進行したところでございます。

新型インフルエンザにつきましては、埼玉県が1月13日に新型インフルエンザ流行発生警報の解除を発表いたしましたので、本町におきましても庁内の関係各課や関係団体に対して周知しております。

2月21日には、第19回乾武マラソン大会が開催され、全国各地から1,700名のランナーがエントリーし、当日は約1,500人が参加しましたが、大きなけがもなく無事に大会を終了することができました。大会運営にはたくさんの皆様の御協力によって行われておりますが、改めて

皆さんに感謝を申し上げる次第でございます。

2月27日、隣保館・集会所まつり、同じく28日、かみさと音楽祭がワープ上里において、それぞれ盛大に開催をされました。

以上をもちまして、行政報告といたしますが、議員各位におかれましては、町政進展のため引き続き御指導、御協力をお願いを申し上げまして、私の施政方針及び行政報告とさせていただきます。

議長（根岸 晃君） 以上で町長よりの施政方針及び行政報告を終わります。

#### 日程第5 諸報告について

議長（根岸 晃君） 日程第5、諸報告について。

本定例会に規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、説明員として、地方自治法第121条の規定により町長ほか関係者の出席を求めました。以上で諸報告を終わります。

#### 日程第6 一般質問について

議長（根岸 晃君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番の新井實でございます。議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、大きな項目で8項目ありまして、(1)として子ども手当について、(2)として未納の給食費・保育料について、(3)として埼玉県「観光立県宣言」について、(4)については企業誘致について、(5)につきましては、児童・生徒の医療費について、(6)につきましては、「幼保一元化」の推進について、(7)につきましては、土地開発公社に対する自治体の負担について、(8)につきましては、安全な学校づくりについてであります。では、(1)から順次質問をさせていただきます。

(1)子ども手当について。 子ども手当の財源としての国・県、市町村や企業の負担割合について。

当初、「子ども手当は全額国庫負担」（長沼昭厚生労働省）のはずでした。しかし、財務省

が抵抗し、児童手当と並存して地方自治体や企業にも負担を課す仕組みを残しました。これが一部の地方自治体の反発を招いています。サラリーマン世帯で3歳未満の子供がいる世帯の受給額は1万3,000円ですが、支出する側から見ると児童手当分が1万円、子ども手当分が3,000円のとおりです。自治体が負担する分は事前の予算計上、国からは年度初めに見積額の「仮払い」を受け、年度末に過不足を精算する仕組みになっています。企業は、厚生年金の保険料から負担分を拠出するようです。

子ども手当の2010年度予算の概要は総額が2兆255億円で、そのうち国費は1兆7,465億円、残りは地方と企業が負担するとのこととあります。上里町では子ども手当の該当者が何人くらいいるのか、また、子ども手当の財源として、国・県からどのくらいの補助金がもらえて、上里町の財源負担は幾らくらいになり、また、国・県・町の負担比率は何%くらいずつになるのか、関根町長にお伺いいたします。

子ども手当の支給方法について。

2010年度の子ども手当の概要は、法施行日は2010年4月1日、支給月は2010年6月、10月、2011年2月の3回で、支給額は中学卒業までの子供1人に月1万3,000円で、所得制限はなし、支給方法は住居地の市区町村に申請書を提出するとのこととあります。

中学生以下の子供を持つ世帯を対象に、子供1人当たり月1万3,000円を支給する「子ども手当」は4月からスタートしますが、この手当を受け取るにはどうすればよいのでしょうか。現在の児童手当を受け取っている人、所得制限で児童手当を受け取っていない世帯、児童手当の対象では中学生の子供がいる世帯などはどのような受給書類にどんな必要事項を書いて、いつまでに書類を提出すれば、いつ子ども手当の支給を受け取ることができるのか、関根町長にお伺いいたします。

(2)未納の給食費・保育料について。 子ども手当について、受け取る親が給食費や保育料を支払っていない場合、未納部分と相殺して支給できる仕組みの検討について。

鳩山首相は1月30日、今年6月から支給を始める子ども手当について、受け取る親が給食費や保育料を支払っていない場合、未納部分と相殺して支給できる仕組みなどを検討する考えを明らかにしました。視察先の甲府市内で、山梨県内の市町村長らから要望を受けた鳩山首相は、記者団に対して「仕組みが何かできないか考えたい。そう簡単にできるかどうかはわからないが、具体的な要望にこたえられる政府でありたい」と語りました。ただ、政府は1月29日、「子ども手当の支給を受ける権利は差し押さえることができない」とする子ども手当法案を国会に提出しています。

厚生労働省は「法案変更は難しい。対応できたとしても事務作業は相当混乱する」（幹部）としており、調整は相当難航が予想されると言われております。

全国市長会は1月27日、保育料などの未納分と子ども手当が相殺できる制度設計の検討を求める緊急決議を採択しました。

本庄上里学校給食センターの給食費の未納金が、平成22年1月22日現在で、平成19年度分で40万8,520円あり、上里町分23万1,030円で割合にして57%、本庄市分は17万7,490円で割合にして43%になり、平成20年度分の給食費の未納金は76万2,170円で、上里町分として32万3,500円であり、割合にして42%になり、本庄市分として43万8,670円で、割合にして59%となっております。

保育料にしても、この不況の中での雇用不安もあり、給食費同様それなりの未納金が発生していると思っております。

私の考えとしては、1つの例として前に述べたように給食費一つをとっても未納金が毎年増え続けており、父兄とのわだかまりのない解決策として、子ども手当からの給食費や保育料の未納金の相殺方法は法律改正しなければかなり難しいとのことですが、公正な方法と思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

私は、関根町長にお願いしたいことは、全国市長会が緊急決議したように、全国町村会でも子ども手当から給食費や保育料の未納部分の相殺ができるように、決議なり、意見書を国に上げるよう緊急に道筋をつけていただきたいと考えますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

(3)埼玉県観光立県宣言について。 県が観光PRの旗振り役として、県内70市町村について「ご当地ゆるキャラ」を作成するよう指導することについて。

観光PR旗振り役として、県内全70市町村に「ご当地ゆるキャラ」をつくるよう促し、B級グルメの強化や観光ツアーの独自開発に取り組むユニークな戦略を県が打ち出しました。

1月12日発表された「埼玉『超(ちょ〜)』観光立県宣言」では、県は「海なし、温泉地なし、世界遺産なしの埼玉」の魅力をつくり出すため、ゆるキャラ、B級グルメ、人気アニメの舞台、産業施設といった新しい名物や名所を生かした観光振興をうたっております。

県内の自治体や各種団体のゆるキャラでつくる「ゆる玉応援団」には、県のマスコット「コバトン」と18市町の計25体が参加していますが、2012年末までに全市町村に対して、ゆるキャラの参加を呼びかけるとのことです。

市町村が新たにマスコットキャラクターを製作する場合には、着ぐるみ製作には1体50万円程度かかるようですが、活性化事業の半額を助成する既存のまちづくり補助金制度を認めてくれるということでもあります。

11月には、県外の著名ゆるキャラをゲストに招いた「ゆるキャラサミット」も開催して追い風を起こしたい考えで、上田知事は「町の特徴をもじったキャラをつくっていただき、ゆるキャラブームに乗って発信していきたい」と記者会見で話しております。2008年に埼玉県内を訪

れた観光客は1億1,396万人、県は2011年には1億1,750万人に増やすことを目標にしております。

上里町は全国的に有名なこれといった名産品、温泉や観光地がありませんので、上記のように県の観光PRの施策に乗って、2012年までに「マスコットキャラクター」を募集してついたり、最低1つや2つぐらいの御当地グルメやフィルムコミッションを持つように、町を挙げて努力する必要があると私は考えておりますが、関根町長の御所見をお伺いいたします。

(4)企業誘致について。 企業誘致政策と産業開発室の設置について。

2009年11月25日、ホームセンター大手のカインズ(群馬県高崎市、土屋裕雅社長)は、本社を埼玉県本庄市に移転する方針を固めました。約100億円を投じ、2012年に移る予定であるとのこと。広い用地が確保できることや、新幹線の駅や高速道路のインターチェンジから近く、首都圏へのアクセスはよいことが理由で、業務の効率化を進め、低価格戦略による業績拡大につなげるというようであります。

カインズの本社進出が正式に決定したことで、本庄市の歳入の中に本庄商工会議所会頭の高橋福八さんの吉田信解市長の選挙事務所開きのあいさつの中で、概略の話として固定資産税で2億円、地方税で20億円ぐらい、2012年から毎年本庄市に税金が入るといった説明を聞いて、本社機能の企業誘致のすばらしさに感銘を受けるとともに、これからは稼げるまちづくりを考えなければいけないことを痛感いたしました。

カインズの進出が正式に決まり、本庄市にとって大型の企業進出はアイスクャンディー「ガリガリ君」などを製造する赤城乳業(深谷市)の工場に続き2件目となります。

本庄市は2005年4月に企業誘致を担当する産業開発室を設置、製造業や情報通信、運輸業で一定の条件を満たせば固定資産税や都市計画税相当額を3年分補助する制度を設け、企業誘致に力を入れてきました。去年4月には、補助金の対象業種に小売業を加え、カインズを見据えたかのように誘致策を強化しました。カインズの2009年2月期の連結売上高は3,000億円を超え、埼玉県内では小売最大手のしまむら(2009年2月期は4,120億円)に次ぐ規模となる見通しであり、製造業を中心に企業業績が悪化している時期だけに、本庄市や県では税収増への期待が高まっております。

上里町でも上里サービスエリア周辺開発事業、つまりハイウェイオアシス事業における下り車線側を工業団地として、11.5ヘクタールを開発する計画でありますので、本庄市をよく参考にして、至急改めて産業開発室なり企業誘致推進室などを立ち上げ、県企業局、国や県工業会・商工会連合会などにみずから向いて、外向努力をこの際最大限する必要があると同時に、稼げるまちづくりに町を挙げて真剣に取り組まなければならないと私は考えますが、関根町長のこの問題に対する見解をお伺いいたします。

(5)児童・生徒の医療費について。 児童・生徒の中学3年生までの医療費の無料化について。

本庄市や美里町では、2009年から小学校6年生までの医療費の無料化を実施し、上里町は一步後退して、去年私の先輩議員の質問に対して、平成10年4月から小学校6年生までの無料化を実施したいと町長は答弁されました。

しかし、群馬県は既に2008年の秋から中学3年生までの医療費の無料化を実現しており、この際、上里町も中学生になれば体も大きくなり、体力も小学生より一段と強くなりますので、それほど小学生と比べてお医者さんにかかる生徒も少ないと思いますので、群馬県と同じように、一遍に中学3年生までの医療費の無料化をお願いしたいと考えているところではありますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

少子高齢化が一段と進む中で、児童・生徒の健康には社会全体・地域ぐるみで守ることが非常に大事なことだと私は考えますので、財政運営が非常に厳しい中ではありますが、関根町長にはぜひ実現していただきたく、重ねてお願い申し上げるところでございます。

(6)「幼保一元化」の推進について。 待機児童解消のための「幼保一元化」の推進について。

厚生労働省と文部科学省は2010年度に、幼稚園と保育園の機能を持つ「認定こども園」の制度改正に乗り出すとのことであります。

現在は、幼稚園、保育所にそれぞれ必要な会計書類をどちらか一方で済むようにし、運営事業者の負担を軽減するとのこと、また、幼稚園教員免許と保育士資格を相互に取りやすくするため、資格取得の条件も緩めるとのことです。不況の影響で保育園の需要が急増した昨年に続き、今年も各地で入園希望者が殺到しているとのことであり、上里町でも試験的に「幼保一元化推進」の先駆けとして「認定こども園」の設立と運営を考えていただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

(7)土地開発公社に対する自治体の負担について。 上里町の土地開発公社に対する債務保証と地方財政健全化法に基づく将来負担比率についてお伺いします。

地方自治体は土地開発公社に対する負担をどのくらい見積もっているのかと、地方財政健全化法に基づく将来負担比率の算定資料を総務省が分析したところ、全国429の土地開発公社で1兆1,600億円に上ることが判明したとのことです。奈良県上牧町では自治体の将来負担額は49億6,900万円、将来負担比率は標準財政規模の98%で、土地開発公社に対する負担が重い自治体の全国1位となっております。また、絶対額では横浜市が最大で1,900億円近いとのことです。

土地開発公社は公共用地を自治体にかわって先行取得します。2009年4月時点で全国に

1,051あるとのことであります。保有している土地を自治体がいり取りたり、民間に売却したりして減らしてはいるようであります。しかし、10年以上塩漬けの土地に限ると処理は進んでいないということでもあります。昨年3月末時点で、2兆3,744億円と全体の64%を占めています。

自治体は財政難などを理由に、不良資産の処理を先送りしていますが、その間も金利負担はかさむ一方であります。地価が下がれば含み損も膨らみます。土地開発公社は支払った利息を資産に上乗せする特殊な会計処理のため、表面的には赤字になりにくいようであります。処理に時間を費やせば、住民負担は増え続けるばかりとなってしまいます。

上里町でも八町河原地区の南にある上里町単独下水道終末処理場跡地の5町歩に上る塩漬けになっている土地や、西部土地改良整備事業計画における17.5ヘクタールという広大な土地の地主からの土地買収におけるJAひびきのからの金利込みの約3億8,000万円の借入金の元金・利息など、相当な債務があると思いますが、上里町開発公社全体の債務金額とその面積及び上里町の土地開発公社に対する全体の債務保証金額と地方財政健全化法に基づく将来負担比率について、関根町長にお伺いいたします。

(8)安全な学校づくりについて。安全な学校づくりにおける事故防止策について。

2008年6月に東京杉並区の区立小学校で6年生の男児が天窓から転落死した事故を受け、学校の安全対策を検討してきた文部科学省の有識者会議は、廊下や階段といった施設ごとに具体的な注意点を細かく例示した報告書をまとめました。全国の学校に参照してもらい、事故防止に役立てるのがねらいとのことであります。

学校施設の事故防止対策例として、天窓には防護柵・廊下の死角には鏡などの安全対策を講じて欲しいとのこと、有識者会議は報告書を定期的な安全点検時に参点するなど、事故防止に活用してほしいとしています。

文部科学省は報告書を受けて、学校建設や改築などのガイドラインである学校施設整備指針を近く改定する方針とのことでありますので、上里町においても今後、上里中学校の建て替えや長幡小学校の耐震化など学校施設整備が大変多くありますので、有識者会議の報告書や文部科学省の学校施設整備指針にのっとり、安全な学校づくりを目指して事故防止策を積極的に取り入れていただきたいと思います。私はと思いますが、関根町長と山下教育長のお考えをお聞きかせください。

これで1回目の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（根岸 晃君） 6番新井議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕



町長（関根孝道君） 新井議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、最初に子ども手当について、子ども手当の財源として国・県・市町村や企業の負担割合についての件でございます。

子ども手当の負担割合についての御質問ですが、まず、子ども手当の対象受給者数であります。2,800人ほどを見込んでおるところでございます。この手当は、公務員は勤務する自治体で支給を行い、上里町役場では90人に支給を行います。これらにより実数は変わってくるものと考えておるところでございます。

子ども手当の費用については、全額が国が負担すると言われていたわけではありますが、平成22年度の制度（案）においては、児童手当相当額を県と町でも負担することになったわけでございます。

また、平成23年度につきましては、今後検討を行うとされておりまして、全額が国の負担とは決定されておらないのが現実でございます。

平成22年度の町の負担につきましては、中学生は全額が国の負担となり、小学生以下の児童手当対象分に町の負担が生ずると思っておるところでございます。負担率につきましては、国が78.8%、4億6,000万円で、この額には事業主拠出金を含んでおるわけでございます。県と町は同額となり、おのおのが10.61%で6,193万円となっております。総額で5億8,387万円の事業費を見込んでおります。これらの額を平成22年度予算に計上をさせていただいておるところでございます。

次に、子ども手当の支給方法について御質問があったわけでございます。

手当の支給につきましては、現在詳細が示されておりませんので、把握している内容で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、申請書の提出が必要となる方は、現在の中学1年生と2年生がいる家庭すべてが必要になります。児童手当の支給世帯であっても、中学生分の受給額の変更申請が必要となります。所得制限を超えていて、児童手当の受給を受けていない世帯や児童手当の現況届けが未提出の方、児童手当が未申請の世帯となります。申請の必要のない世帯につきましては、3月31日において、世帯内のすべての子供が児童手当を支給されている場合は、児童手当より移行となりますので必要はございません。申請に必要なものとしたしましては、支給は口座振替により行われますので、受給を受ける方名義の口座が確認できるものと、厚生年金加入者は医療保険証等の写しの添付が必要で、これは事業主拠出金に関係してくるからでございます。ほかには印鑑が必要となります。申請書の記載内容につきましては、児童手当の申請と余り相違がなく、受給となる児童について記載をお願いすることになると思っております。申請の時期につきましては、国では4月より受付を開始し、9月までに終了する予定で考えておられますが、上里町の時期

につきましては、今後の国の決定を待ち決めていく予定であります。手当の支給時期についてありますが、支給は年に3回、6月と10月と2月でおのおの4カ月分をまとめて支給をいたすところでございます。本年6月の支給につきましては、児童手当の残り2月、3月の2カ月分と、子ども手当として申請の整った方と児童手当対象者に4月、5月の2カ月分を支給する予定であります。

子ども手当は児童手当同様に養育者が申請を行うことにより支給されます。申請を行わない場合は支給されないこととなりますので、今後、制度の内容が決まり次第、広報等により周知を図っていきたいというふうに思っております。

次に、子ども手当について、受け取る親が給食費や保育を支払っていない場合、未納部分として相殺して支給できる仕組みの検討についての御質問でございます。

給食費の滞納や保育料の滞納等は御質問のとおり、鋭意その対応を図っているところであります。

保育料と給食費の滞納につきましては、平成19年に新聞等の報道により問題化されましたが、その後、国では児童手当の運用を緩和し、保育料につきましては、本人の同意により充当ができるよう対応が図られました。町はこれに基づき対応してきたところでございます。

今回、子ども手当の制度改正に当たりましては、これらの滞納へ充当できるような仕組みとするように、市長会等から要望が出されておるところでございます。子ども手当は子育て家庭の支援であり、子供のための費用が滞納されているわけでありますから、手当を充当することが不都合な点はないと考えております。

現在、審議中の制度案では、滞納への充当は可能とする条項はありませんが、さきの市長会の要望に対し、平成23年度の制度において検討したいとする総理大臣の報道もあったわけでございます。

高校の授業料に対する補助は、当初保護者への直接給付とされていたものが、費用がほかに転用されるといった懸念が強く出されたことから、高校への給付となった経緯もありますので、給食費や保育料など子供に係る経費に滞納が生じている場合には、手当が充当できるよう、県の町村会においても提案、国へ強く求めてまいりたいと、このように考えております。

次に、3番の埼玉県の「観光立県宣言」について。の県が観光PRの旗振り役として、県内70市町村について「ご当地ゆるキャラ」を作成するよう指導することについての御答弁をさせていただきたいと思っております。

上田知事は、1月12日の定例会見で、県内の観光資源を一体的にPRする「埼玉『超(ちょ〜)』観光立県宣言文」を発表いたしましたところでございます。

内容につきましては、先ほど新井議員が質問したとおりでありますので、省略をさせていただ

だきたいと思いますが、県からは、まだこれらの施策に関する実施要綱・要領などが届いておられないわけでございます。

町といたしましては、関係文書が届き次第、その内容や「ご当地ゆるキャラ」を作成する目的、他市町村の動向等を勘案し検討していきたいと考えております。

また、フィルムコミッションを設立してはとの質問であります。現在、「彩の国本庄拠点フィルムコミッション」が活動しており、上里町も加盟しておるわけでございます。過日、この本庄拠点フィルムコミッションを通じて、3月29日から放送が始まる朝の連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」のロケが忍保の池上神社で行われたところでございます。町といたしましては、今後も「彩の国本庄拠点フィルムコミッション」の活動に協力してまいりたいと、このように思っております。

また、町の「ご当地グルメ」を持つてはどうかという御質問でございますが、本庄市では観光協会が主催するB級グルメである「つみっこ合戦」を1月9日に開催し、その普及・PRを図っているところでございます。上里町からも商工会調理師会が町の特産である小麦の農林61号を使った「つみっこ」をつくって参加したところでございます。

「ご当地グルメ」とは、町おこしの一環でつくられた「地域おこし」を目的として売り出される料理、もしくは地域独特の人気料理や名物料理を指し、B級グルメなど特定の地域のみで浸透している料理や概念も含まれておるわけでございます。

上里町で「ご当地グルメ」を考えた場合、町の特産である「ナシ」や「小麦」を使った加工品、例えば上里の梨を使った菓子、ジャム、上里産小麦の農林61号を使ったパンやめん類などが思い浮かびますが、掘り起こしていけばまだまだあると思います。

町といたしましては、どのようなものが「ご当地グルメ」にふさわしいか、生産者や商工会、消費者等とも協議しながら、「ご当地グルメ」の選定やPR及び普及ができればというふうに思っております。

次に、4番の企業誘致について。の企業誘致政策と産業開発室の設置について御答弁をさせていただきます。

新井議員も御承知のとおり、町では企業誘致に必要な優遇措置を講じて、適正な企業立地を推進し、本町の産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に、昨年の9月定例議会に「上里町企業誘致条例」を提案し、議決を経て、この条例が本年1月1日から施行となったところでございます。

優遇措置の内容につきましては、本庄市は都市計画税相当額があることを除いて本庄市とほぼ同様で、施設奨励金、固定資産税に相当する金額を3年間助成、雇用促進奨励金、上里町の住民の方を新規に採用し、1年以上継続し雇用した場合は1人につき10万円、これは300万円

を限度としておるところでございますけれども、1回限りでございますけれども、10万円の支給をするということでございます。法人町民税の奨励金につきましては、法人町民税に相当する金額100万円を限度として、1回限り助成を申し上げることになっておるところでございます。

御質問の上里サービスエリア周辺地区整備事業計画の下り線が11.6ヘクタールを工業団地として開発するに当たり、産業開発室または企業誘致推進室を立ち上げ、積極的に推進すべきとの御提案でございますけれども、町といたしましても、この事業は町の重要課題と位置づけ、現所在地質調査の実施や工場用地から県道児玉新町線までのアクセス道路を地域活力基盤創造交付金を活用して整備を進めるため、事業を展開しておるところでございます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業は、総合政策課が中心となり、産業振興課と共管で企業誘致や産業振興課が主管しておるところでございます。

御提案のとおり産業開発室、または企業誘致推進室を立ち上げ、上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進や企業誘致を行っていくべきだと思いますが、現在の上里町の職員の体制では、新しい課・室を立ち上げることは大変厳しいものがありますので、今後の企業の動向や整備事業の推進状況等を踏まえ検討していきたい、このように考えておるところでございます。今後も総合政策課と産業振興課がこれらの事業を担当していくとともに、私が中心となって地域経済基盤の強化や財政基盤の確立、さらには雇用対策の面からも、町を挙げて上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進や企業誘致を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

次に、5番の児童・生徒の医療費についての御質問でございます。

児童・生徒の中学3年生までの医療費の無料化についての御質問でございます。

新井議員の御質問のとおり、本庄市や美里町が昨年7月から小学校6年生まで、また、隣の群馬県では、昨年10月から中学校3年生まで子供の医療費を支給しております。

また、議会での一般質問や町民の方々からの「町長への手紙」などにより、乳幼児医療費の助成制度拡充の要望があり、現在の町の財政状況等大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、県内他市町村や群馬県等の状況を勘案しながら、制度拡充を行うとお答えをしてきたところであります。

この子供の医療費につきましては、当初予算編成時には、少子対策の一環として小学校6年生までを対象に制度を拡充することで調整を図っておりましたが、現在、景気の低迷による給与の削減やリストラ等により子育て中の家庭では、大変厳しい状況にあることや、周辺市町村の状況を勘案しまして、先ほどの施政方針の中でも申し上げましたけれども、新井議員の期待どおり、中学3年生まで制度拡充をすることといたしたところでございます。

今回の3月定例議会で中学校3年生までの制度拡充のための「上里町乳児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案」を提出いたしましたので、議決していただき、7月からの入通院に係る医療費につきましては支給を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、6番の「幼保一元化」の推進について。

の待機児童解消のための「幼保一元化」の推進についての御質問でございますが、近年、両親とも就労している家庭が増えたことによりまして、保育園への入所希望者が増加し、一方、幼稚園においては定員割れが発生するといった状況になってきております。

当初、認定こども園においては、この空き教室を保育へ利用することにより、待機児童の解消を図ることが目的の一つでありましたが、保育園と幼稚園はその設置の基本となる法律が違いますので、独立して運営しなければならないことなどから、進展していないのが現状であります。

今回国の方針は、今までの幼稚園と保育園の併設といった感じの認定こども園から、幼児教育と保育を一体にし、一元化を図っているようであります。上里町においても、待機児童は出ておりませんが、町外保育園への広域利用児童が145名ほどいる状況となっておりますので、この制度改革により保育としての定員が増加することは、この解消の一助となるものと考えております。

認定こども園につきましては、現行法では大変難しい施設でありますので、今後の法律改正を待ち、検討していく必要があるかと考えておるところでございます。

次に、7番の土地開発公社に対する自治体の負担についての御質問でございます。

土地開発公社に対する債務保証と地方財政健全化法に基づく将来負担比率について、行財政運営の今後の展望についての御質問ですが、土地開発公社は昭和47年に制定され、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、町が全額出資し設立されておる公社でございます。

業務については、町からの依頼に基づき公共用地を先行取得し、町が買い戻すまでの管理と、土地開発公社がみずから住宅用地や工業用地等の取得、造成、販売する業務があり、上里サービスエリア周辺整備事業がこれに当たるわけでございます。

新井議員のお話のとおり、全国の土地開発公社の中には、バブル崩壊時に取得した土地の事業化見通しが明確でないものや、地方公共団体の財政状況の悪化により買い戻しが進まないなどにより、土地開発公社の経営環境が厳しいこととなっております。国も、土地開発公社の経営健全化を図るため、市町村の標準財政規模と債務保証等対象土地の割合で一定の要件を設け公社経営健全化の対策を講じており、市町村からの買い戻しや民間売却等による処分を進めておるわけでございます。

また、市町村でも土地開発公社の借り入れに対する債務保証を行っており、財政健全化法の将来負担比率に影響を与えていることも事実であります。

現在の上里町土地開発公社は、町から先行取得を依頼された土地はありません。今までの用地については、すべて町からの買い戻しが済んでおるわけでございます。一方、上里町土地開発公社がみずから行っているプロパー事業は、上里サービスエリア周辺地区整備事業になります。この事業に対する用地の総面積は17万3,949平米であり、町の上里町土地開発公社に対する債務保証金額は3億8,155万3,025円となっております。

地方財政健全化法の将来負担比率についてですが、平成20年度将来負担比率は86.3%でした。この指標数値について上里町土地開発公社の負債等がないといたしますと、78.9%と下がりますので、数値のみを見ますと7.4%押し上げていることになっておるわけでございます。財政健全化法の将来負担比率の早期健全化比率は350%以上であり、上里町の指標指数が大きく下回っておるところでございます。

今後、上里サービスエリア周辺地区整備事業の用地費等、上里町土地開発公社の経営健全化や町の財政健全化を図るためには、早期に事業を完成させることが重要であり、全力を挙げて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、下水道週末処理場用地については、町が補助金と起債を活用し買収しましたが、流域下水道への変更に伴い、補助金や起債を返還した後、町の用地になっております。公園用地は、上里町土地開発公社が町からの依頼により先行取得を行いました。現在は、町からの買い戻しが終了しており、すべて町の用地となっております。

続きまして、8番の安全な学校づくりについて。

の安全な学校づくりにおける事故防止策についての御質問でございます。

平成20年6月、東京都杉並区立杉並第十小学校において、当時6年生男子児童が3階建て校舎屋上にある明かり取りから転落し、死亡する痛ましい事故が起き、大変残念なことであると思います。

町内の小・中学校におきましては、「屋上にある明かり取り」の施設はございませんが、学校施設の整備を行っている当町といたしましては、このような事故を教訓として、今後の安全な学校づくりに生かしていきたいと考えておるところでございます。

事故防止策につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 新井實議員御質問の8、安全な学校づくりについての 安全な学校づくりにおける事故防止策について答弁させていただきます。

当該男子児童は当時6年生で、3階建て校舎屋上にあるトップライトと言われる明かり取りの上に乗って、ドーム型強化プラスチック製のカバーが割れ、1階のコモンスペースに転落し、全身を強打して死亡する痛ましい事故でありました。安全であるべき学校生活の場でこのような事故が起こり、大変残念なことと思っております。

町では学校施設の整備や耐震化を実施しており、また、上里中学校校舎の建て替え等を計画しておりますので、今後の学校施設の安全対策の教訓として生かしていきたいと考える次第です。

「学校施設整備指針」は、学校施設の安全を図る上で必要な施設計画及び設計における基本的な考え方や留意点を示したものです。設置者は本指針を活用し、事故防止対策を積極的に取り入れ、それぞれの創意工夫により特色ある学校施設の整備を促進することが期待されております。そうしたことを踏まえて、児童・生徒が安全で安心して過ごせる施設づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 関根町長及び山下教育長から、私の一般質問に対しまして懇切、また詳細な本当に丁寧な御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほど私が質問した中で、一番私が感激しましたことは、町長が本当に住民が望んでいる子育て支援における児童・生徒の医療費を、埼玉県ではまだ実施されていない小学校6年生どころか、私が質問した中学3年生まで、群馬県のやっている医療費の中学3年生までの無料化に、そこまで私が質問したことに対することを理解していただきまして、本当にこの4月から医療費の無料化を小学校6年じゃなくて中学3年生までやってくれと。この財政事情の厳しい中で、本当にすばらしい施策を実行していただきますことを御答弁いただきまして、本当に感謝する次第であります。

そういう中、何点か町長に私の質問に対して御答弁なされた中で、関連することについて何点かお聞きしたいと思います。

企業誘致について、町長のほうから大変詳細な答弁をいただきましたけれども、それに関連してちょっと質問させていただきます。

町が町民から、私がこれから言うことにちょっと要望がありましたので、町長にお聞きするわけです。

町が西部土地改良整備事業における企業誘致、いわゆるハイウェイオアシス事業の下り線

11.5ヘクタールを工業用地として方針を変更したと、私どもは報告を受けておりますが、今現在、本当に工業用地として県・国が了承、または認可する過程なのか、あるいは、了承許可をしていただいているのか、この辺を関根町長にお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

上里サービスエリア周辺地区整備事業計画の下り線側は、町が工業団地に方針を変更したことについては、議会にも説明するとともに、県にも説明をしておるところでございます。他の土地改良事業の非農用区域にも、工場の立地が行われておるわけでございます。今後、工場を立地する企業及び土地利用計画が固まり次第、正式に土地利用の手続を行っていききたいというふうに思っておるところでございます。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 答弁ありがとうございます。

続きまして、もう1点、土地開発公社に対する自治体の負担に対する内容に関して、再質問をさせていただきたいと思います。

西部土地改良事業の中で非農用地、つまりハイウェイオアシス事業計画の中で実施主体とその内容が決定していない段階で、なぜ地権者にJAひびきのから借り入れまでして土地代金の半額をお支払いし、また、利息の負担を支払い続けなければならないのか、その理由を関根町長にお伺いしたいと思います。

また、今後のJAひびきのから借り入れした利息込みの約3億8,000万円の償還計画をどのようにして返済するのか。概略でいいですから、関根町長にお伺いいたします。よろしく願います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 非農用地についてでございますけれども、売買契約並びに土地代金の一部支払いは、平成18年度に行いましたけれども、非農用地周辺の土地改良事業につきましては、平成16年度に面工事を行いました。これによりまして、非農用地の地権者が自分の土地をもう耕作しておるわけでございます。このことについては、何度も私のほうからも議会に説明をしておるわけでございます。

そういった中で非農用地が設定される土地改良事業につきましては、非農用地を公共的な団



体が買収することを前提に事業採択が行われ、事業実施がなされておるわけでございます。上里町の西部土地改良事業の非農用地は、上里町土地開発公社が土地を買収する計画で事業採択を受けた、そういうものでございます。土地改良事業の面工事の進捗状況や地権者が耕作のできない状況、埼玉県との事業計画の調整などを考慮して、上里町土地開発公社が契約及び支払いを行わせていただいたところでございます。

なお、平成20年度に町の方針を変更して、下り線を工業用地としていたわけでございますけれども、今年度から着手した地域活力基盤創造交付金による道路築造、スマートインターチェンジの進捗と合わせて、企業誘致に積極的に取り組み、早期に事業完了をできるように最大限の努力をしてまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

また、この償還の問題につきましては、この土地を売った時点で、一緒に金利の部分も上乘せをして売るわけでございますから、今までかかった経費を総合的に判断をしまして、土地の値段を決めさせていただいて売るということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） どうも詳しい御答弁ありがとうございました。

もう1点、町長におとといですか、ちょっと公にして、まだいいか、悪いかちょっとあれなんですけれども、正式には決まっていなただけなんですけれどもということで、神保原の北の商業地域、ジャスコが退いてからこの4月の約20日前後で4年経つわけなんですけれども、そこにうわさに聞きますと総合スーパーですか、スーパーセンターというんですか、そういうものが5月の開店前後に出店するというようなお話をちょっとお聞きしたわけでありましてけれども、その中で、先ほど企業誘致条例を私の質問の中で、町長がそのことについて言っていましたけれども、今回、例えばそういうふうなジャスコの後に小売業のある程度の企業がもし来るような場合に、町として要するに地域振興ですか、経済や産業の振興、そして、雇用の確保等々の理由で、この町の企業誘致条例を採用して、この中の何か優遇策を取り入れて、それで例えば施設奨励金だとか、さっきやりましたよね。固定資産税相当額を3年間交付するとか雇用促進奨励金、新規雇用者のうち町内の者を1年以上雇用した場合、1人つき10万円、300万円を限度として1回だけとか、法人町民税の奨励金ですか、法人町民税に相当する額100万円を限度として1回限り実施するとか、そういう優遇策が条例で去年の9月議会で町長から提案され、議会が承認しているわけなんですけれども、このことについて例えばジャスコに今後、正式にそういう小売業の地域の振興や活性化に貢献する企業が来た場合、この企業誘致条例を発動して優遇策を講じるのか、講じないのか。その辺について、関根町長の見解をお伺いいたします。よろしくお願

いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 一昨日ですね、地元の区長の皆さんと地元の議員さんがおそろいでしたので、これはいいニュースかなということでお話しをさせていただいたわけですが、これはいいニュースかなということでお話しをさせていただいたわけですが、余り公にはしないでくださいと、そういうことも一つつけ加えておたわけですが、こういうところに出てしまったことは、公になってしまったのかなというふうな感じがするわけですが、これはほとんど契約になるんだらうと、そういうふうに思っておるところでございます。スーパーセンターでございますけれども、本当にそれが実現すれば、上里町も私も本当にうれしいなというふうに思っておるところでございます。

また、今回の企業誘致条例に該当するかということでございますけれども、今回の場合は契約事項ということでございますので、製造業と違いますので、ちょっとこれには当てはまらないというふうに思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 町長から私の質問について御答弁いただきまして、大体、今現在の企業誘致条例の該当枠というものはわかりました。その中で私が先ほど一般質問の企業誘致の中で、本庄市の例を挙げて、本庄市は町長も一般質問で言っていると思うんですけども、それを読めば私が質問したので、ちゃんと理解してもらっていると思うんですけども、本庄市は企業誘致条例をカインズが来ることを私はさっき一般質問で言ったと思うんですけども、来ることを前提に条例改正、企業誘致条例を改正して、小売業にも適用して、それで要するにカインズの本社が来ていただくのを早めた。そういう事例が隣の本庄市であることを私は一般質問の中で説明したと思うんですけども、先ほど町長のこの上里の企業誘致条例は、小売業の適用はこれには該当しないと、そういう御答弁をいただいたわけですが、今後、どんな形でも、ある程度の規模の企業がジャスコの後に来る企業だけでなく、例えば比較的上里の場合でも製造業よりも小売業、イオンにしてもユニクスにしても、そういう会社が多いわけですよ、進出しているのが。

今後、小売業の進出はまだまだあると思いますので、そういう中で本庄のように小売業でも本社機能が来る可能性も、今後なきにしもあらず。そういう中で、やはり先ほどの町長の答弁

は今回はちょっと無理だと、そういう御答弁されたんですけれども、今後、この企業誘致条例をそれだったら改正して、本庄市のように小売業でも該当できるように、早急に条例改正ということをお私に考えていただきたいと考えるところでありますが、町長の所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ただいま新井議員のほうから再質問の中で、本庄の、あれは小売業じゃなくて本社そのものが来るんです。だから、そこで物を売るとか、そういうものでないんです。もちろんそういう本社でも大きな本社が来れば、上里町もそういうものに該当するように検討していきたいというふうに思っております。

それで、今、カインズの本社が本庄市へ来て、それは一般の民間人が言ったんだから、それは正確化どうか分かりませんが、2億円の固定資産が入って20億円の税金が入ると、そういうお話ですが、それほど入るかどうかわかりませんが、できるだけそういうことについて、私もハイウェイのあそこの問題がつかますれば、あそこに本当に工場の進出しても、完成すれば上里町も工場誘致について、工業団地みたいなものもやはり検討していかなければならないなど、そういうふうにも考えておるわけですが、今何と言ってもサービスエリア活性化事業の中で、あそこへ工場の誘致を正式に一日も早く決まるように一生懸命努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） どうもありがとうございました。

もう一つ、最後に、先ほど関根町長、そして、山下教育長から安全な学校づくりについて御答弁いただいてあるんですけれども、その中で最後の質問を町長並びに教育長に再質問させていただきます。

ということは、先ほども教育長のほうから、2008年6月に東京杉並区立小学校で6年生の男の子が天窓から転落死した事故の詳しい説明をいただきました。それで、私は考えたんですけれども、私は文教委員として各学校を去年の秋ですか、委員会の皆様方と各小・中学校5校と中学校2校、施設関係をよく見させてもらいました。

そういう中で、先ほども教育長からお話しがあったように、事故は最上階のところから起きた事故らしいんですけれども、上里町も小学校と中学校の屋上ですか、その柵、私もそこも行ってみないから、下から見ていますけれども、かなりあれは軽量鉄骨で組んであるんだかなにか、大分さびて危ないのではないかなと。学校側は最上階の屋上の柵ですか、防護柵と

いうんですか、その点が非常にちょっと危険だなと思っている学校が何校かありました。それで聞いたら、屋上は上がれないように、今現在しちゃってあるから、当座は事故すぐどうのこうのということは、もう屋上へ行けないようにしちゃってあるから、大丈夫だっていうお話ではないんですけれども、とりあえずは、特に事故が起こるとかそういうあれのようなことはないと思いますけれどもということを、ちょっと校長先生が何校から聞いておりますけれども、特に、屋上の防護柵はかなり傷んでいる学校が私はたしかあったと思うんですよね。二、三校あったような気がして、よくはっきり覚えていないんですけれども、そういうことで、特に屋上の防護柵について安全対策をして、至急よく見直していただきまして、屋上へ行けないようにしてあるというのは、それはそれで危険を回避する一つの手段ではありますけれども、万一のことを考えますと、やはり事故が起こってからでは間に合わないと思いますので、至急、再度点検していただきまして、各学校の、特に屋上の防護柵の再点検と、それから悪いところの改修ですよね。そういうことをお願いしたいと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ただいま新井議員の御質問でございますけれども、屋上のさくがさびているというようなお話をいただいておったわけでございますけれども、杉並区の事故については、これは本当に意想外の事故でございますして、上里町でもそういう事故が起こらない、事故で起こるようなことはないと思いますけれども、柵のそういったさびについては、もう一度点検をしまして、危険であるとすれば直したいというふうにとっておるところでございます。

ただ、どんな防御をしても、自分から乗り越えてやろうとする人は、もうそれは防御のしようがないんです。ですけれども、そういう御指摘をいただいたわけでございますから、もう一度点検をしまして、できるだけさびを事故の発生しないように努力をしていきたいというふうに思います。

議長（根岸 晃君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 新井議員御指摘のように、大変見えてみずばらしいところもあって、残念なところもあるんですけれども、屋上については確かに常時、普段は上がれないようにしてありますし、必要に応じては教員が付き添って上がってすることがあります。それから、危険についてはいつも定期的に点検しております。

それから、その外観上よくないということもありまして、このたび緊急雇用の活用をしまして、ペンキ塗りなどをしようということも計画されておりますが、そんなことでいつもそういったことで気をつけていきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） 6番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時5分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（根岸 晃君） 一般質問を続行いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正でございます。一般質問は128回目になります。32年間の議員活動の最後の一般質問をさせていただきます。

私の質問は、通告にありますように、人と自然が響きあう「ハーモニーガーデン上里」（第4次上里町総合振興計画）について、2つ目といたしまして、後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費を無料にすることについて質問いたしますので、町長の答弁をお願いするものであります。

まず、第1といたしまして、救急医療体制と受け入れ医療機関についてお聞きいたします。

第4次上里町総合振興計画によりますと、「救急出動件数は平成10年の645件から平成17年の1,057件へと増加傾向となっている」、このようにあります。そして、「救急については多発する交通事故や複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救急救命率の向上を図ることが要求されています。」となっております。

さらに、「救急救命士の育成や高規格救急自動車の導入、救急資機材の拡充など、救急・救助体制の充実に努めます。」そして、「救急医療機関と連携を密にし、救急の受け入れ強化を促進します」となっております。

そこでお聞きしますが、「救急医療機関との連携及び救急の受け入れの実態」はどのようになっているのかお聞きするものであります。

よく言われていることではありますが、「救急車は3分で来るけれども、出発するのに30分かかっている」、こんなことが言われておりますが、実態はどうなんでしょうか。119番通報してから現場に救急車が到達するのは何分でしょうか。そして、救急車が患者を医療機関に搬送するまで要する時間、すなわち受け入れ医療機関が決まって救急車が出発し、医療機関に到着するまで何分かかっているんでしょうか、その説明をお願いいたします。

2点目といたしまして、土地利用基本構想と救急医療機関、すなわち病院の誘致についてお

聞きいたします。

救急患者の受け入れ医療機関がなく、「たらい回し」にされたために患者が亡くなったり、妊婦の出産が間に合わなかった、こんなことがよく報道されており、以前から全国的に指摘されているところであります。

本庄児玉都市の広域消防ではどうなのでしょう、そうした実情はあるのでしょうか、お聞きするものであります。

以前においては、この児玉都市に広域の総合病院が欲しい、こういうことが叫ばれておりました。民間の総合病院はできましたが、今、多くの住民が求めているのは、救急患者をいつでも受け入れてくれる救急病院が必要なのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、上里町及び児玉都市広域圏組合において、救急医療機関の設立計画はあるのでしょうか、ないのでしょうか。総合振興計画では一切触れていませんし、「救急医療機関と連携を密にし」とあるだけですが、上里町として、あるいはまた、広域圏組合として「救急医療機関」が必要なのではないのでしょうか。

そこでお聞きしたいことは、町の土地利用基本構想についてであります。

第4次総合振興計画では、土地利用基本構想として5つの利用形態に区分し、1つは中心市街地ゾーン、2つ目は工業系土地利用ゾーン、3つ目は田園・住宅ゾーン、4つ目は水辺環境ゾーン、5点目として、農業・観光交流ゾーンとなっていますが、医療機関については全く計画されていないようであります。救急医療機関、すなわち病院の誘致については全く考えていないのでしょうか、町長の答弁をお願いするものであります。

総合振興計画では、企業立地の誘導として「企業誘致の受け皿となる工業団地として大御堂地区周辺や未利用公共用地」となっております。しかしながら、現在の経済不況の中で、進出してくる企業は見当たりません。それに「未利用公共用地」、すなわち公共下水道の終末処理施設の建設予定地であった、先ほどの議員の質問にもありましたが、八町河原地域に約5町歩、4町5反分ですか、町が買い上げた用地がありますけれども、この場所につきましては、現在、農地であります。工業系用途地域としては転用できないのではないのでしょうか。

また、当時、用地取得する際の地域住民の要望として、「公共下水道終末処理施設に隣接する公園用地については、病院などの福祉施設をつくってほしい」、こうした要望が出されていたはずであります。

神保原地区の未利用公共用地の利用計画については、第4次総合振興計画の「土地利用基本構想」を見直す必要があるのではないのでしょうか。

そして、町でも、救急医療体制と受け入れ医療機関・病院等の誘致についても検討する必要があるのではないのでしょうか。町長の答弁をお願いするものであります。

次に、大きな2点目といたしまして、後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費を無料にすることについて質問いたします。

まず、第1点目といたしまして、後期高齢者医療制度を廃止することについて。

鳩山政権は後期高齢者医療制度は廃止すると言っていました。先送りにし、4年以内に廃止して新しい制度をつくるということになったようです。これまで自民・公明政府は、社会保障費を毎年2,200億円も削減し、その結果、医療・福祉を犠牲にしてきました。世界に例のない、年齢で差別する「後期高齢者医療制度」がつくられたのも、医療費削減のためでありました。民主党は、「後期高齢者医療制度」は廃止すると言いながら、4年以内に新制度をつくるとし、廃止を先送りにしております。日本共産党は「高齢者いじめの後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべき」と言っているところであります。

「後期高齢者医療制度」は75歳になると、加入している国保や建保を脱退させられ、後期高齢者だけの保険に組み入れられます。家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、月額1万5,000円以上の年金受給者は「年金から天引き」で保険料を徴収されております。また、保険料は2年ごとに改定され、都道府県ごとに決まりますが、介護保険料と合わせると大変な負担であります。

このような「後期高齢者医療制度」は直ちに廃止すべきだと思いますが、町長の考えをお聞きするものであります。

2点目といたしまして、「後期高齢者医療制度の廃止を求める」意見書を国に提出することについて。

政府は、4年以内に「後期高齢者医療制度」を廃止して、新しい制度をつくると言っております。

そこで町としても、「後期高齢者医療制度の問題点」を指摘し、新しい制度をつくる上での参考にするために、意見書を提出すべきではないでしょうか。政府がつくるのを待っているのではなくて、新しい制度ができてから「もっとこうしてほしかった」とか、「こういう制度をつくってほしかったんだ」、こういうことを後で言うのではなく、4年以内に新しい制度をつくると言っているのですから、今から、「今の後期高齢者医療制度はこういう問題点がある」、はっきりと現場の意見を言って、「後期高齢者医療制度の廃止」を求める意見書を提出すべきだと思いますが、町長の答弁をお聞きするものであります。

そして、3点目ではありますが、当面、町独自で75歳以上の高齢者の医療費を無料にすることについてお聞きいたします。

生活が大変な上に、医療費の負担が重くて安心して医療が受けられない事態が広がっております。高い保険料を払った上に負担が重く、医療が受けられないというのでは、公的医療保険

とは言えません。高過ぎる医療費負担については、直ちに軽減し、ゆくゆくは窓口負担無料を目指すべきではないでしょうか。その第一歩として、75歳以上の高齢者の医療費を無料にすべきではないでしょうか。

先進国の中でも、3割も患者負担があるのは日本くらいであります。公的医療制度のある国では、窓口負担は無料、あるいは少額の定額制であります。埼玉県では1993年まで68歳以上の医療費は無料でありました。全国的にも70歳以上は無料ということでありました。

高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療費を国の責任で無料にすることを求めながら、当面、町独自で75歳以上の高齢者の医療費を無料にしようではありませんか。町長の答弁をお願いするものであります。

以上です。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前1時30分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 桜井議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

桜井議員が今回最後の質問だそうございまして、128回もの一般質問をやられてこられたということで、大変長い間、御苦労さまでございました。これをまとめて本にでも出してください。

それでは、質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初に、1番のハーモニーガーデン上里（第4次上里町総合振興計画）についてという御質問ですが、救急医療体制と受け入れ医療機関についてと、土地利用基本構想と救急医療機関（病院）の誘致について、神保原地区の未利用公共用地（公共下水道終末処理場予定地）の利用についてでございますけれども、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、御質問の救急医療体制ですが、「医療法」に基づき、埼玉県地域保健医療計画に位置づけられ、上里町を含む1市3町の児玉都市は「児玉保健医療圏」として児玉保健医療圏地域保健計画により、救急医療体制を整備し事業を推進しておるところでございます。



救急医療体制は、初期、第二次、第三次の区分に大別され、運用されているところでございます。

初期体制は、休日に発生した入院を必要としない軽症の救急患者へ対応するもので、「本庄市児玉郡市医師会立休日急患診療所」、「医療会会員の協力により在宅当番医制」が対象事業としておるところでございます。

第二次は、休日や夜間における入院や手術を必要とする重症救急患者へ対応するもので、本庄市の5病院が当番日を定めて対応する「病院群輪番制方式」により、24時間体制で実施しておるところでございます。

第三次は、生命にかかわる救急患者に対応する高度な医療を24時間体制で提供するもので、埼玉県内7カ所の救命救急医療センターで実施されており、県北部は深谷の赤十字病院に設置されておるところでございます。

第二次、第三次の救急医療については、救急車が出動し搬送いたしますが、議員の御質問の児玉郡市の状況でございますけれども、広域消防本部救急統計によりますと、出動件数、平成20年度が5,002件、平成21年度が4,960件で42件の減少でございます。搬送人員に当たっては、4,692人、4649人で43人の減少となっております。病院の到着時間につきましては、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、平均すると35分前後かかっておるわけでございます。これは輪番病院がございしますが、本人のかかりつけの医者、御希望により搬送先を決定しておるわけでございます。また、病状により専門病院への搬送するものもあり、受け入れ先の決定等があり時間がかかっているところでございます。

小児救急医療につきましては、初期救急体制、第三次救急医療体制では、今御説明したとおりでございます。第二次救急医療体制では、休日夜間の休日急患診療所の後方支援、休日、祝日夜間の熊谷、深谷、児玉地区小児救急医療支援事業により広域での体制で、合わせて5病院が参加し対応しているところでございます。

また、埼玉県におきましては、休日は夜間における保護者の不安や解消をめぐうために、小児救急電話相談（8000）を実施し、子供の救急時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が相談に応じておるところでございます。

以上のように、救急医療体制につきましては、埼玉県地域保健医療計画により、初期救急医療体制は県内28カ所の休日急患診療所、在宅当番医27郡市医師会、第二救急医療体制は、病院群輪番体制方式16地区、第三次救急医療体制が7カ所の救命救急センターで救急医療体制が整備されておるところでございます。

救急医療体制のお答えの中でも申し述べましたけれども、当「児玉保健医療圏」におきましては、地域保健医療計画推進のための保健医療提供者、保険医療利用者の代表、行政の代表で

「埼玉県児玉保健医療圏地域保健医療協議会」を設置して、救急医療事業等を推進しておるところでございます。

議員提言の救急医療機関（病院）の誘致についてでございますが、救急医療体制を取り巻く環境は大変厳しく、医師の確保、病院の経営が困難等の背景もあり、また、埼玉県の救急医療等の充実のため、本年4月より9保健医療圏が10保健医療圏への変更が発表されており、当「児玉保健医療圏」は「大里保健医療圏」と統合し「北部保健医療圏」となる予定となっております。今後、新圏域における「保健医療圏」における整備計画調整等もあり、近々の救急医療機関誘致は大変難しいと思うところでございます。

しかしながら、救急病院がない上里町の変えていくことも、「町民の皆様の医療に対する安心、信頼と生涯を通じた健康確保」のため重要な施策と思っております。

今後、予定される「埼玉県北部保健医療圏地域保健医療協議会」の場を通じ、県外医療機関等々との連携を含め、初期、第二次、第三次救急医療体制の充実促進の検討を図る中で、救急医療病院誘致問題も一つの考えとして検討してまいりたいというふうに思っております。

また、救急車がたらい回しにされて、死亡事故やお産が間に合わなかったことがあるかというような御質問もいただいておりますけれども、そういった事件性につながる事故は1件もなかったそうでございます。

次に、の公共下水道の終末処理場予定地であった土地に救急病院を誘致できるかという御質問でございますけれども、この土地につきましては、集団的に存在している第1種農地となります。第1種農地の転用は原則として許可されず、例外として、土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合には許可される場合があるわけでございます。病院の立地に関しては、市街地以外に設置する必要があるものと条件がございまして、許可対象となるのは限られた病院でございます。

桜井議員の御質問の救急病院は、農地転用許可の対象とはならないわけでございます。公立病院として利用する場合は、農地転用許可の可能性もございます。公立病院を新たに設置することは極めて困難とは考えますが、誘致に向けて努力をしてみたいと考えておるところでございます。

また、下水道の終末処理場の地元説明会で周辺施設についてどのように要望がなされたかということでございますけれども、当時、病院や温浴施設などさまざまな御要望がございました。病院の誘致につきましても検討を行いました。しかし、先ほどお答えをさせていただいたとおり、誘致が困難であるため、さまざまな検討を行った結果、公園を整備する計画とさせていただいたところでございます。

町では、さまざまな重要な課題がございますが、選択と集中で安心・安全な教育環境の整備を最優先して実施しております。この用地につきましては、小・中学校の耐震化の見通しがついた段階で、地域住民の御意見を聞き、土地の有効活用について検討してまいりたいと考えております。この検討とあわせ基本構想の土地利用構想も検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費を無料にすることについての御質問でございます。

の後期高齢者医療制度を廃止することについて、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出することについては関連がございますので、一緒にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年の衆議院選挙の結果により、自民党から民主党へ政権交代したことにより、後期高齢者医療制度は廃止し、1期4年の中で国民の納得と信頼が得られる新たな制度を創設しております。この新たな高齢者医療制度を創設するために、全国自治会や日本医師会など関係団体の代表、全国老人クラブ連合会などの高齢者の代表や学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」を組織し検討に入っておるわけでございます。

この「高齢者医療制度改革会議」での検討に当たっては、後期高齢者医療制度を廃止し、民主党のマニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築すること、後期高齢者医療制度の年齢で区別するという問題は解消する制度とすること、市町村国保などの負担増に十分配慮すること、高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないこと、市町村国保の広域化につながる見直しを行うことを基本として進めておるところでございます。

今年度までに新たな医療制度の取りまとめを行い、平成23年1月法案を提出し春の法案成立を目指して、法案成立後、2年間の施行準備を経て、平成25年4月より新たな高齢者医療制度を施行するとしておるところでございます。

今後、町といたしましても、後期高齢者医療制度の廃止が決定し、新たな高齢者医療制度が示される中、国民皆保険制度が堅持され、高齢者の方や町民の方々が安心でき、また、町の国民健康保険の負担増とならないような制度とするよう、町村会等を通じて要望をしてみたいと、このように思っておるところでございます。

次に、の当面、町独自で75歳以上の高齢者の医療費を無料にすることについての御質問でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、将来にわたる国民皆保険制度を守り、高齢者が安心して医療が受けられるように、今までの老人保健制度の問題点と今後の高齢者医療制度について

長年検討を重ね、平成17年12月の政府・与党医療改革協議会が取りまとめた「医療制度改革大綱」に基づき創設されたものであるわけでございます。

先ほどお答えしましたように、民主党への政権交代により後期高齢者医療制度は廃止することが決定し、新たな医療制度について「高齢者医療制度改革会議」が検討しているところでありますが、新制度が創設される平成25年3月までは、今の後期高齢者医療制度を存続します。国では後期高齢者医療制度の廃止までの間、現行制度のさまざまな問題点については、速やかに解消していくこととしております。

その一つとして、これまでの保険料の均等割額を収入に応じて9割、8.5割、5割、2割に軽減することや、所得割額のかかる人で、一定収入額以下の方は所得割額5割軽減を、また、健康保険組合などの被扶養者であった方の保険料については、均等割分については9割軽減を継続することとしておるところでございます。

そのほか、剰余金や基金の取り崩しにより保険料の上昇を抑制するとし、埼玉県では均等割額1人当たり4万2,530円でありましたが、2,230円減額し4万300円と、所得割につきましても、7.96%から7.75%になりますように、高齢者の方の負担の軽減や健康診査や人間ドック等の充実を図っていくとしておるところでございます。

御質問の、新たな制度発足まで後期高齢者の医療費を町が助成し、無料にできないかという御質問であります。後期高齢者の方の医療費は20億円ぐらい見込まれておりますが、町ではその12分の1相当額1億7,000万円ほどを一般会計で負担をしておるわけでございます。また、町の国民健康保険では、後期高齢者支援金として3億5,000万円ほどを負担をしておるわけでございます。ここで新たに高齢者の方の医療費一部負担額2億円を助成することは、町の財政状況では困難なことであると考えておるところで、御理解を賜りたいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 答弁ありがとうございました。

何点が再度お聞きしたいわけですが、先ほどの町長の答弁で救急医療体制として第一次、そして初期の対応について、郡市内の医療機関と対応していると。第二次措置として入院できる医療機関と対応していると。第三としては、県北地域の7カ所ですか、対応しているという答弁があったわけですが、また、郡市内ではたらい回しはないということですが、救急車が患者を搬送するのに35分、現実にかかっていると。せっかく3分ぐらいで現場に救急車が来ていただいても、それが病院に医療機関に搬送するのに35分かかってしまってい

ると。その間に今までそうした手おくれ、あるいは早く処置できなかった、そういうものがなかったかどうか。たらい回しはない、しかしながら、35分かかっていると。その間に対応処置の遅れの的なものがなかったかどうか。それについて再度、お聞かせ願いたいと思います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中でお話を申し上げましたけれども、救急車はその現場へ出勤するまでに5分から7分ぐらい、普通はかかるんであろうというふうに思っておるところでございます。それで車に乗せるまでに病状だとか、いろいろなものを検査をしたり、病状を見たりして救急車に乗せて、その間に各医療機関に問い合わせをしながらやっていくわけでございますから、おおよそそのくらいはかかるんであろうと、そういうふうに理解しておるところでございますけれども、これは交通事故等がございまして、車に挟まっちゃった、なかなか出せない、そういうことも多々あるわけです。交通事故というものもたくさんあるわけでございます、そういう場合は1時間も2時間もかかってしまう。そういうことも含めまして、35分ということございまして、たらい回しにされて亡くなったとか、重大な過失があったとか、そういうようなことは1件もなかったということでございます。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 救急医療体制については、とにかく搬送するまでに35分ぐらいかかっても、処置においては問題は起きていないという話でありますけれども、そうなりますと、救急医療体制としては対応できていると、そういう認識でおられるのかどうか。その辺をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 全く桜井さんが言われるように、十分とは言えないけれども、この児玉郡市におかれましては、そういう体制はできているというふうに理解していただいてもいいのではないかなと、そういうふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） もう一つは、今、病院に搬送され、あるいは病院に入院している方が相当悪い状況であっても、普通病院から退院するという場合、あるいは転院するという場合には理由があるわけですが、その病院で対応できないという場合は、紹介状を出してほかに病院に移ってくださいと、そういう転院の場合と、あるいは病気、あるいはけががよくな

って、もう退院しても差し支えないですよと、そういう場合は入院している病院から退院、転院する状況になりますけれども、しかしながら、現実的には3カ月ほどで病院を出されてしまうという状況が大変多いようであります。それはお年寄りもそうでありますし、若い人でも3カ月以上いられない。相当ひどい状況であっても、もう3カ月ごとに出されてしまう。そういう状況については、どのような認識でおられるのでしょうか。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） それは専門的な立場で担当しておる課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 非常にすべての方の入退院、基本的に3カ月というふうな柱が出ていますけれども、それは診療報酬とのかかわりがございまして、我々がどうこうというふうに言えない部分も非常にございまして、今後も慎重に対応していくしかないかなと。やはりお医者さんの判断でございますので、その辺を行政がとやかく言えないかなという判断で私はお願いしている状況でございます。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 以前は骨折、あるいは相当の大変な入院という場合には半年、あるいは1年入院しているという話はあったわけですが、最近、半年入院しているという話は、まずないわけで、ほとんどもう3カ月ごとに当初、藤岡総合病院に入院した人が、今度3カ月たったら本庄の総合病院に行かされると。あるいは、そこから熊谷の市民病院に移される。あるいは、沢渡のリハビリにもう3カ月、3カ月とぴちっとぴちっと、もうそれだけいるとほかに行くところがないと、今度は自宅で療養してくださいということになるわけですが、広域圏組合として町長、副理事長ですか、副管理者ですか、されていると思うんですが、広域圏組合としてそういう状況について、計画あるいは検討課題になっているのでしょうか。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） これは医療制度の問題でございますから、我々が広域圏で決めてこういふふうにしろということは全くできないのではないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 今、国のほうでも診療報酬の問題等審議しておりますし、その医療制度、病院の問題についても審議しているわけでありませけれども、広域圏組合としてそういう医療機関について、以前は公立の総合病院をなんていう話もありましたけれども、今すっかりそれは問題は途切れているのではないかなというふうに聞いているわけでありませけれども、救急医療制度の問題、あるいは公立の医療機関、医療制度の問題について、広域圏組合としてはそういう計画はないかどうか。つくる、検討する課題にはなっていないのかどうか、その点をお聞きしたいわけでありませ。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、広域圏でそういう病院誘致だとか、病院つくれとか、そういう問題は議論されたことがございませ。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 先ほど町長のほうから答弁の中で、今、医療機関、医師の確保が大変だと、あるいは、病院の運営が大変だと。民間病院そのものが運営も大変であるし、医師の確保も大変だと。そういう中で、やはり本庄児玉郡市の広域圏組合としても、救急医療機関との連携を密にするとは言ってみても、実際には民間医療機関に100%依拠しているわけで、指導、連携するといっても限度があるわけですし、行政が口を挟めないと、そういう実情も今聞かせてもらったわけでありませるので、やはり行政として、そういうものを全く民間依存でいいのかどうか。

やはり公的な医療機関、あるいは行政がもっと指導できる、口を出せる、そういう機関が必要なのではないだろうか。救急医療機関の受け入れの問題、あるいは、そういう形で病院からどんどん3カ月ごとに転院、退院させられているという状況を、ただ、行政が見ているだけではなくて、それに対応できるような体制が必要なんではないだろうか。それは町長として、町としてだけで対応できるものとは思いませんけれども、やはり本庄児玉郡市という、地域という中で、民間に100%依存だけで対応できない状況ならば公的機関、あるいは行政との連携できるものが必要なんではないかなと思いますが、群馬県ではかなりそれは進んでいるのでありませけれども、埼玉県は何かその辺は非常に弱いというか、あるいは県全体ではかなり進んでいるのであろうけれども、県北地域はそれは非常に弱いのではないかなと思いますけれども、今までは本庄児玉広域圏組合では議論されなかつた、検討もされなかつたということでありませ。

すけれども、今後は必要なんじゃないかなと思いますけれども、どうなんでしょうか。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、民間の病院でも中堅の病院が非常に大変だと言われております。個人病院につきましては、ある程度はそういった面では余裕があるのかなというふうに思っておるところでございますけれども、そうした民間でも非常な大変な病院を公営でつくって運営するなどということは、非常に難しいのかなというふうに思っております。

神川なども診療所が町営で行われておるわけでございますけれども、これも医師の確保に大変苦慮していると。そして、いつも経営が赤字である、そういうことでございますので、公営で児玉郡市中で公立の病院をつくるということは、非常に難しいんであろうというふうに思っておるところでございますけれども、また、機会がございましたら、お話だけでも出してみたいなというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 本庄児玉広域圏組合といえども、やはりこういう狭い地域の財政力も弱い地域で、公立のそういう、以前は総合病院をつかってほしいという強い住民の要望がありましたけれども、しかし、公的につくるのはかなりのこういう財政事情で厳しいんじゃないかなと。そういう中で、やはりだから難しいからあきらめるということでなくて、やはり町が独自にというのはかなり大変ですけれども、考えるのは町が主体で考えて、それを広域圏と一緒に連携できないかということで、つくるのは大変だけれども、誘致は可能ではないかなと、そんなふうに思いますけれども、とにかく広域圏で考えるというのは、なかなか先の先へ行ってしまいますけれども、考えるのは町で、やはり財政負担、あるいは連携、協力というのは広域圏の協力支援ですか、そういうものを得ながら考えるのは町で主体的に考える。そういうことが必要じゃないかなと思いますけれども、再度考えをお聞かせください。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、桜井議員も御存じのとおり、広域圏の運営も大変大きな各市町村のお金が出て運営をしておるわけでございますけれども、これも非常に今財政難の折に、大変な状況になっておるわけでございます。まして、この県北地方は人口がどんどん減少していく。そういう状況の中で、今、児玉郡市にある医療体制、それにもまして公営で、またそこへ広域圏の病院をつくるというのは、大変至難なわざであるというふうに思いますけれども、必要性はあると思いますので、一応話だけは出してみようかなというふうには思っております。



議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） わかりました。今後の検討課題として考えていただきたいと思いません。

次に、後期高齢者医療制度について、先ほど町長のほうから詳しい答弁があったわけでありませけれども、この後期高齢者医療制度は、政府においても、国においても廃止するんだと。24年度で廃止して、25年度には新しい制度を発足させるんだという方向で動いているようでありますけれども、問題は、国が検討しているから町はできたら対応しましょうということではなくて、町も最適に何が問題なのか。行政として国は国でいろいろ問題があるから廃止して、新しい制度をつくらうということでありませけれども、末端行政として何が問題なのか。それをやはり指摘して、こういう問題があるからこの制度は廃止すべきだ。新たに制度をつくるんだったら、こういう問題を解決して、こういう制度をつくるべきだと。そういう意見書を上げていく必要があるんじゃないかなと思います。

それで、先ほど町長からは町村会として意見書を提出したい、そういう答弁がありました。町として、町長として、この制度について何が問題で、どういうところが改善しなければならないのか。もし、新しい制度をつくるとしたらどういうふうな制度をつくるべきだと、こんなふうにご考慮されるのか、再度ご聞かせ願えればと思います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今日ある制度におかれましては、自民党のときに長年かけてつくった制度であるわけございまして、これが全面的に悪いというふうには思えない部分もあるわけございまして。しかしながら、この制度が悪いということで、民主政権が政権を握ったわけございましてから、その制度の中でこういう切り替えをしていきますという制度の中で、また、検討をする必要があるかなというふうにとっております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 私たちが思っているのは、その発想そのものが毎年福祉費を、医療費を2,200億円減らすためにどうするかと。そこが発想の出発点になっているわけなんで、2,200億円の福祉費を減らすのにはどうしたらいいかと。そこから出発点になっているんで、それにはお年寄りに医療費をかけない、お年寄りから医療費を取る、そこが出发点になって、それが出发点で後期高齢者医療制度ができたから悪いと言っているわけなんですけど、現実に来た問題としては、75歳以上の人を別立ての独自の医療機関にもう分離してつくってしまった。

もう一つは、75歳以上の人から一律に1割負担をとると。そこが悪いんじゃないかなというふうに思っているわけなんですけれども、末端行政としては何が問題で、それをクリアして新しい制度にはそういうものではないものをつくると。そういう意見を上げないと、また、少し手直しして同じものができてしまったんでは、前のほうがよかったんじゃないかと。そんな議論になったんでは元も子もないわけなので、その辺の考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 桜井議員が今おっしゃった2,200億円を減らすため、それも一つの理由であると思うんです。そういうことで後期高齢者医療制度というものも確立されたわけでございます。そういった中で、今いろいろの協議会をつくって検討しておるわけでございますから、もう少し国の動向を見た中で、我々としても検討していきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 一番心配しているのは、国の動向を見て対応するというのではなくて、町として一番困っている問題を意見を上げてほしいなど。例えば75歳以上の後期高齢者の人たちから保険料が年金から天引きされるから、未納ということはまずないと思うんだけど、しかしながら、1割負担と言いながらも、ただし書きで現役並み収入のある人については3割という項目があるわけなので、75歳以上の方で現役並み所得のある人という社長さんかなと、あるいは相当な所得のある人かなと思っていたわけなんですけれども、現実には前年度に譲渡、土地を売ったと。そういう人が次の年、課税されるわけですから、現役並み所得という形で3割課税されるわけです。

だから、私の聞くところでは、非常に少ない年金で細々と辛うじて暮らしを立ててきた人が、いろんな事情で土地を処分せざる得なくなると。そういう形で土地を手放したら、次の年にその1割のものが3割ですから、3倍の後期高齢者負担がかかった。たまげて何のために土地を手放したんだかわからない。そう途方に暮れた話も聞いているわけなんですけれども、そうしたことも末端行政では矛盾の一つではないかなと。国のほうでは想定していなかった問題ではないかなと思うんですけれども、末端行政として、そうした住民を抱えている自治体として、いろんな問題に直面していると思うんですけれども、そういう問題を国ができるまで静観してしようというのではなくて、来年、再来年、もう24年までにつくるというんだから、でき上がるまでにどんどん意見を言ってほしいなど。できてから、末端行政は苦勞しているよということではなくて意見を上げてほしいなど、こんなふうに思いますが、町長の考えをお聞かせくだ

さい。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） これは国の制度の問題でございますので、もう少し推移を見守らないと何とも言えないわけでございますけれども、例えば75歳以上の方の医療を無料にして、国保でそれを賄うとしたら、これは大変な膨大な国保財政に負担寄せがかかってくるわけでございます。そういう面では、私どもは1割ぐらひはみんなして分け合ってやるのが当然じゃないかなと、そんな考え方を持っておったわけでございますけれども、今回、民主党がそれを改正するというところでございますので、もう少し推移を見守りたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） もう一つ議論をしたいんですけれども、民主党政権は地方を大事にするんだと、地方分権だと、言葉では言っているわけなんで、だったらもっと地方に負担をかけないでほしいと。地方に金を回してくれと言わないにしても、地方に負担をかけないでくれと、そういう意見をどんどん上げていいんじゃないかなと思うわけなんですけど、1つは、75歳以上のお年寄りについて、以前は30年、40年ほど前は国の制度として70歳以上は医療費は無料にしようということで無料だった。これがいつの間にか有料になり、一部有料になり、それがだんだん増えてきて、今は1割負担と。場合によっては3割負担ということになっているわけなんで、住民のために町が一生懸命努力しましょうと申しますと、町の負担がどんどん増える一方で、町長も大変福祉に力を入れて、子供医療費は無料にして、町の負担をかなり肩がわりしているわけですが、それも本来は国がすべきことであるわけなんで、国に制度としてやってもらえば、町の肩がわり分、負担分は減少するわけなんで、この75歳以上の高齢者の医療費も、当然これは国の制度として無料にしていくべきであるんですが、そういう声も上げないと、国は黙っていたんではつれない。町からそういう意見を上げてもらう。ただ、意見を上げただけではなかなか実行しない。だから、国が実行するまで、やむを得ず町が肩がわりをしてやっていく。町はかなり大変ですよ。その大変さを、やはり意見として国に上げていってもらう。国は地方にこんなに負担をかけているじゃないか、せめてこういう負担をなくしてほしい、地方を大事にする、地方に分権すると言うんならば、もっと町の痛みをわかってほしい、そういう意見をどんどん上げてほしいなと思うんです。

国の制度だから、国がつくるのを待っていきましょう、もう少し静観していきましょうというのではなくて、意見をぜひ上げてほしいなと。鳩山政権は国民のためにやるんだと言っているんだから、じゃ、こういうふうにしてほしいと、そういう意見をぜひ上げてほしいなと思いま

すが、再度町長の考えをお聞かせください。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 以前は桜井さんがおっしゃられていたように、お年寄りの皆さんは無料にしてあったわけでございますけれども、これは医療の破綻、もう何と言ったって今、全国でもう医療費が33兆円もかかっているそうです。そういう状況の中で、どうしてもこの部分はお年寄りにも、それは一部は負担していただきましょうというのが、この前の制度であったわけでございますけれども、今回の民主党にかわりまして、その制度も年齢をそこで差別するのはいけないというふうなこともあって、変えましょうということで、今一生懸命やっておりますでございます。

先ほども申し上げました子供の医療費の問題も、当然、もう医療費だとか学校のことだとか、そういうことは当然、国のほうでやるべきだと。我々ももう市長会や町村会を通して、いろいろお話をさせていただいておるわけでございます。まして身近にある群馬県なんかは、県がその中学生までの医療費を無料している。それが本来の姿ではないかなと、そういうふうに思っております。

その辺のところも我々も町村会でいろいろ意見を交わしたこともあるわけでございます。部長などを交えて話したこともあるわけでございますけれども、群馬県と埼玉県では人数が違うというんですよね。だから、人口が違うから、それだけの負担をするということになると、埼玉県では膨大な医療費の負担になる。そういうことを言われておったわけでございますけれども、本来は国や県がその福祉や教育については、もう当然、私もやるべきではないかなというふうに思っておりますので、今後とも機会あるたびに、町村会を通じて国のほうにもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 13番桜井正議員の一般質問を終わります。

一般質問を続行いたします。

4番、中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 議席番号4番、中島美晴でございます。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1、行財政改革について、2、子育て家族支援について、3、子供たちの体力向上について、4、安全・安心の確保についての4項目です。順次御質問いたしますが、町長、教育長に御答弁をお願いします。

まず、初めに行財政改革についてですが、「新行財政改革推進プラン」の総括についてお伺

いします。

高齢化と人口減少の急速な進行に加え、100年に一度と言われる経済危機からの回復が急務と言われますが、地方の市町村が置かれている行財政環境は大変厳しい状況にあり、上里町も決して例外ではありません。

そうした厳しい財政運営の中、地方行政の果たす役割は極めて大きく、福祉、教育、医療、文化、産業といった基本的なサービスを確保しなければなりません。そのため上里町では長期的に自立した行財政運営を行っていくために、平成17年12月に上里町新行財政改革推進プランを策定し、職員、議員の人員数と給料、報酬、手当の削減、組織機構や事務事業の見直し、建設費用の見直しなどについて数値目標を掲げて取り組んでまいりました。この上里町新行財政改革推進プランは、国の新地方行革指針に基づく集中改革プランと位置づけ、数値目標の達成状況管理の結果を毎年住民に公表し、その結果に応じて同計画を改定するものであります。

初年度である平成17年度における取り組み及び経費削減等効果につきましては、平成18年に広報かみさとで一度掲載があったかと思えます。その後は、町のホームページで毎年度推進状況結果及び経費効果額の推計についての報告が公表されております。平成21年度は、最終年度であり、総括の年でもあります。平成21年度における推進状況結果及び経費効果額の推計については、これから公表される予定と思えますが、取りまとめが進んでおりましたら、主だったことで結構ですのでお聞かせください。

町民の中には、パソコンを見ることができない方たちが大勢いるかと思えます。そこで総括を広報や配布文書などを活用して一般住民に広く、よりわかりやすく啓発するのめいかがかと考えます。その点についても、町長に御所見をお伺いします。

また、平成22年度にすぐ入りますが、今後の計画について考えておられる計画がありましたら、町長にそのお考えをお伺いします。

次に、2番目の質問としまして、社会全体で子育て家族を支援する「赤ちゃんの駅」設置についてお伺いします。

この質問につきましては、私は2年前にもしておりますが、今回再度御提案も含めて「赤ちゃんの駅」設置事業の実施についてお伺いします。

乳幼児連れの家族が外出時の授乳やおむつ換えなどに気軽に立ち寄り、安心して休憩できる赤ちゃんの駅事業は、2006年に東京都板橋区でスタートし、子育てママの孤立化も防ぐことができ好評で全国的な広がりを見せています。県内では、お隣の本庄市や春日部、新座など8市が既に実施しており、昨年末現在8市311カ所となっています。

埼玉県は、平成22年度当初予算、暮らしの安心保証の新規事業に子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと、社会全体で子育て家庭を応援する取り組みとして、赤ちゃんの駅設置に

4億6,829万9,000円を予算計上しています。乳幼児をお持ちの子育て家庭がよく利用する県内の施設、約6,000カ所のうち役所や公民館、図書館など公共施設2,000カ所、民間施設1,000カ所、つまり新たに3,000カ所の赤ちゃんの駅を確保したい考えであり、22年度単年度限りの全額補助事業です。

現在、県議会で予算審議されておりますが、予算が可決されれば実施となります。3月末には市町村を対象にした説明会があると聞いております。おむつ交換台やマット、ベビーチェア、つい立てやテーブル、いす、子育て情報提供用のラックなどの備品代や設置費用を全額補助です。赤ちゃんの駅には子育て情報の冊子を置いたり、掲示したりして、子育て情報ステーションの機能も持たせます。一部では大人の介護にも利用できるおむつ換えシートや休憩用のいすなどを設置、高齢者や障害のある方も利用できるようにする考えです。

そして、赤ちゃんの駅には県の共通のステッカーを張って、利用者に一目で登録施設がわかるようにする一方、県の携帯サイトでも施設を検索できるようにする予定です。県が補助制度を設けて設置を促すのは全国でも大変珍しく、しかも10分の10の全額補助事業と聞いており、町負担はありません。町財政は厳しい状況にあり、私は絶好のこの機会にぜひとも子供を産み育てやすい町として、上里町も赤ちゃんの駅設置事業に申請していただきたいと御提案しますが、町長のお考えをお伺いします。

次に、3番目の質問としまして、子供たちの体力向上についてお伺いします。

体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわる問題です。子供たちの体力低下は、将来的に生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことも懸念されます。

文科省は、平成20年度から全国の特別支援学校を含む小学校5学年生、中学校2学年生の全児童・生徒を対象として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しています。この調査は都道府県別地域の規模別体力状況、児童・生徒の運動習慣、生活習慣、食習慣の状況等を把握するために行われるものです。

昨年12月、平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が取りまとめられ公表されました。結果からわかったのは、報告書によりますと昭和60年度と比較可能な種目について見ると、小学校5学年生では反復横飛び以外の種目では、男女とも50%以上の児童が昭和60年度の平均値を下回りました。また、中学校2学年生では、50メートル走女子とそれ以外の男女の種目で、50%以上の生徒が昭和60年度の平均値を下回っています。小学校では運動をほとんどしない児童が多くなり、中学生になると運動する子供とそうでない子供の明確な二極化が見られます。小・中学生に共通しているのは運動時間の多い児童・生徒ほど体力合計点が高い傾向が見られたなどで、子供たちの体力低下傾向は深刻と言えます。こうした全国調査の結果が

ら、上里町の子供たちの様子はいかがなのでしょうか、お聞かせください。

また、そうした子供たちの体力の現状に対して、上里町の小・中学校では、子供たちの体力向上を目指して具体的にどのような取り組みを検討されておられるのでしょうか、教育長にお伺いします。

続きまして、4番目の質問として、暮らしの安全・安心の確保についてですが、住宅用火災警報器の設置についてお伺いします。

住宅火災による死傷者の減少を目的として、平成16年6月に消防法の改正を受け、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。新築住宅は平成18年6月1日以降の建築確認申請時より設置が義務づけられ、既存住宅につきましては、それぞれの自治体の事情などを考慮して条例で定めることになっています。

上里町では、児玉郡市広域市町村組合におきまして、平成17年6月に公布されています同組合の火災予防条例の一部を改正する条例により、既存住宅への設置期限は平成20年6月1日までとされており、児玉郡市広域消防本部では、設置の義務化についてパンフレットを作成し啓発したほか、広報紙などにより住民の皆様への周知が図られてきました。

総務省消防庁は住宅用火災警報器の普及率について、平成21年12月時点での推計結果を発表しました。全国の普及率は52.0%で、平成21年3月時点での前回調査から6.1ポイント増えたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果になりました。埼玉県の推計普及率は52.1%でした。

そこでお伺いします。

広域消防本部や上里分署が調査しましたデータがありましたら、上里町の現状についてお聞かせください。

町内には公設の住宅がありますが、そこも含めての設置状況の現状についてお聞かせください。また、都道府県別の調査結果からわかるように、自治体間で取り組みに差があるのが現状です。総務省消防庁の報道資料の住宅用火災警報器の普及に向けた推進状況等については、普及率推計結果のほか、共同購入等の優良推進事例や財政措置を活用した設置推進の状況について記載されていました。

そこでお伺いしますが、火災による逃げ遅れ被害を防止し、町民の命を守るためにどのような普及に向けた取り組みがなされておられるのか、上里町における普及促進に向けた取り組みについてお伺いします。

これで壇上での私の一般質問を終わりとします。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。  
最初に行政改革について。

「新行政改革推進プラン」の総括について。

今後の計画についての御質問でございます。

新行政改革推進プランは、児玉郡市で最も早い平成17年12月に総務省通知による新地方行革指針に基づいて、事務事業の見直しをはじめとする7項目に加え、数値目標や公表制度の導入を柱とする実施計画として策定いただいたわけでございます。

策定当時は、三位一体改革により地方交付税の大幅な減少と町税の減収が重なり大変厳しい行財政状況に置かれ、行財政全般にわたる点検、見直しを求められる中で、議会を初め関係団体、そして町民の皆様の御理解と御協力を賜りまして、平成20年度までに約11億6,000万円という節減等効果を得るなど、おおむね順調にプランの推進が図られてきたわけでございます。

御質問のプランの総括ですが、今後、取り組みを検討する上で大切なことでもありますので、計画時期の終了と合わせ、実施状況結果を取りまとめまいりますとともに、住民への情報提供の方法につきましても、再度検討してまいりたいと思います。

次に、御質問の今後の計画についてですが、リーマンショック後の経済状況は、今なお大変厳しい状況にあり、市町村を取り巻く行財政環境も同様でございます。

先ほどの施政方針の中でも申し上げましたが、平成22年度当初予算におきましても、新行財政改革推進プランにおける取り組み事項をしっかりと継承して、予算を編成したところでございます。「継続は力なり」と言われておりますように、今後も行政改革に取り組まなければならないものと考えており、目標を持つことは新たな努力や知恵を生み出す源泉であると思っておるわけでございます。

今後の目標となります行政改革に係る計画につきましては、先ほどの総括とも合わせ平成22年度に策定してまいりたいと考えております。御提案の事業仕分けにつきましては、調査検討事項とさせていただきたいと思っております。

次に、子育て家族支援について。

「赤ちゃんの駅」設置についての御質問でございます。

この事業につきましては、東京都板橋区が子育て支援の一環として保育園や児童館などの一角を授乳やおむつ交換などのスペースとして、また、ミルク用のお湯を提供する事業として開始されたものでありますが、県内では本庄市が平成20年から実施しております。

埼玉県の平成22年度当初予算において、「幼少期の安心保障」の一環として、「安心して外出できる環境づくり」「社会全体での子育て環境を支援するムーブメントの創出」として、県



内に3,000カ所の設置を目指して事業を実施することとあります。

この「赤ちゃんの駅」につきましては、市街地での徒歩等によるショッピングなど時に必要な施設も考えられまして、上里町では自動車が主な移動手段であり、人の多く集まる場所といったしましては、近年進出いたしました大型ショッピングモールになりますが、これらの店舗には埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく授乳場所が整備をされておりますことから、町へ「赤ちゃんの駅」のような場所の設置要望は出されておらないわけでございます。

また、乳幼児の利用する主な公共施設といたしまして、役場や児童館、保健センターになるわけでございますが、これらの施設においては、既に赤ちゃんへの対応をしておるところでございます。

町といたしましても、今後とも県の事業を取り入れて、「赤ちゃん駅」の設置を図っていきたく、このように考えておるところでございます。

次に、子供たちの体力向上について。

文科省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果からと、それに関連して子供の体力向上を目指した小・中学校の取り組みについてを続けてお答えさせていただきたいと思えます。

近年、子供たちの体力が低下しているようでございます。これにはさまざまな原因があるように思いますが、国では、こうした状況に鑑み、全国的に子供たちの体力の状況を把握・分析するため、昨年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しているところでございます。この調査の一項目である体力調査の結果が新聞報道等でありましたが、埼玉県は小学校5年生男子が全国10位、小学校5年生女子が全国6位、中学の2年生男子が全国8位、中学2年女子が全国4位というように、比較的よい成績であったようでございます。

中島議員御質問の上里町の子供たちの体力の状況につきましては、教育に関するところでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

次に、4番の安全・安心の確保について。

住宅用火災警報器の設置についての御質問でございます。

平成16年の消防法の改正に伴い、平成17年に児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例が改正され、児玉郡市内においては、平成18年6月1日から新規に着工する住宅について住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことは、先ほど中島議員がおっしゃっておったとおりでございます。

既存の住宅についても、平成20年6月1日から罰則規定はございませんけれども、義務化をされておるところでございます。火災予防条例の改正も含め、住宅用火災警報器設置に関する事務は、児玉郡市広域消防本部が行っておるわけでございます。

2番、上里町の現状についての御質問でございます。

新規に着工する住宅については、住宅の建築確認の時点で、児玉郡市広域消防本部による審査がありますので、住宅用火災警報器の設置が確認されています。平成21年12月時点の埼玉県の設置率は、先ほども議員もおっしゃってありましたけれども、52.1%と推計をされておるところでございます。

上里町の設置率ですが、既存の住宅についての把握が困難なため、正確には不明でございますけれども、児玉郡市消防本部が行ったアンケート調査などの結果によると、およそ40.5%になると思われるところでございます。

議員御質問の町営住宅の設置の状況ですが、消防法の改正に伴い、四ツ谷住宅については平成19年度に、宮本住宅については平成20年度に住宅用火災警報器の設置が完了をしておるところでございます。

の普及に向けた取り組みについての御質問でございます。

児玉郡市広域消防本部では、消防法が改正された平成16年に義務化された平成20年に住宅用火災警報器の設置を呼びかけるチラシを全戸に配付をしておるところでございます。消防庁では、平成23年6月1日から全国で設置が義務化となることを踏まえ、平成22年度の住宅用火災警報器の設置、普及啓発を重点的に行うこととしておるわけでございます。火災警報器を設置することにより、いち早く気づくことで、いち早く行動がとれますので、広域消防本部と協力して、既存の住宅への設置を呼びかけてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 中島美晴議員御質問の3、子供たちの体力向上について、文科省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果からと、それに関連して子供の体力向上を目指した小・中学校の取り組みについてを続けてお答えさせていただきます。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、昨年度から実施されている全国的な調査で、今年度の調査が2回目となります。調査の対象となるのは、国立・公立・私立学校の小学校第5学年と中学校第2学年の児童・生徒で、全国で小学校は1万8,851校と中学校9,222校が参加して行われました。調査は希望による参加ですが、全国で小学校は87.1%、中学校は85.9%の学校が参加しました。上里町では小・中7校全校がこの調査に参加しました。この調査の目的は、次の3点となっております。

子供の体力が低下している状況に鑑み、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、子供の体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。各教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、みずからの子供の体力向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて子供の体力向上に関する継続的な検証と改善のサイクルを確立する。各学校が各児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導の改善策に役立てるの3点です。

調査内容は、まず、1番目、児童・生徒の実技に関すること、それから、2番目に生活習慣や食習慣、それに運動習慣等に関すること、それから、3つ目として、学校における体育的行事の実施状況や体育の教員及び外部指導者導入の状況、そして、屋外運動場や運動部活動の状況等に関することの3項目となっております。

の児童・生徒の実技に関する調査としては、小学校が握力、上体起こし、長座体前屈、反復横飛び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目となっております。中学校も同じ8種目ですが、20メートルシャトルランは1,000メートル持久走に、ソフトボール投げはハンドボール投げにかわります。

文部科学省は、この調査結果を平成21年12月18日に公表しました。それぞれの調査項目について、県単位、市町村単位、学校単位でまとめられておりますが、中島議員御質問の体力・運動能力の部分を中心に、上里町の児童・生徒の実態についてお答えします。

5年生男子は、8種目中、握力、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走の4種目が全国平均を上回っています。5年生女子は、上体起こし、反復横跳び、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びの4種目が全国平均を上回っています。つまり、上里町の小学5年生は、半分の種目で全国平均を上回っているということになります。中学2年生男子は、上体起こし、長座体前屈、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの5種目が全国平均を上回っています。中学2年女子は握力の1種目が全国平均を上回っています。

こうした実態を各小・中学校の体育主任、保健主事、養護教諭等で組織している「上里町体力向上推進委員会」で分析しましたところ、上里町の児童・生徒の課題は、小学校ではボール投げ、中学校では持久走にあることがわかり、この種目の向上を目指して全校で取り組んでいるところでございます。

さて、中島議員御質問の 子供の体力向上を目指した小・中学校の取り組みについて申し上げます。

上里町の子供たちの課題を解決するために、小学校では指導者を招いてのボール投げ教室を実施したり、校舎の屋上から校庭にロープを斜めに渡し、そのロープに通したバトンを屋上に

向けて投げるということを、休み時間に楽しみながら行うことで投力アップを図る工夫をしたりしております。中学校では、体育の授業開始時に必ず5分間走を行い、生徒の持久走力の向上を図っております。こうした取り組みの成果が徐々にあらわれているという報告が各学校から上がってきております。また、こうした取り組みが埼玉県教育委員会でも評価され、このたび神保原小学校が「体力向上優良校」の表彰を受けました。そして、子供の体力向上を図るには、運動好きな子供を育てることが何よりも大切なことでございます。

そこで、国の「トップアスリート派遣事業」に応募し、サッカーやバスケットボールの一流選手を学校に派遣していただき、その種目の技術や魅力を直接見たり聞いたりすることで、運動の楽しさを体験する機会を設けてきました。また、特に運動不足となりがちな冬の間、冬期には、全小学校が参加しての町内長縄跳び大会を実施し、各学年上位5クラスを町教育委員会と上里町体育向上推進委員会とで表彰しています。こうした取り組みを通して、運動に親しむ機会を増やしております。

このような取り組みを続けてきたことにより、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、小学校5年生の平日の運動時間、休日の運動時間とも全国平均を上回っていますし、「運動が好き」という児童の割合も全国平均を大きく上回っています。また、体育の授業が楽しいと感じている児童の割合も全国を大きく上回っています。

しかし、中学2年生の調査では、平日の運動時間は全国平均を上回っていますが、休日の運動時間や「運動が好き」という生徒の割合は、全国平均を下回っています。これは運動部への所属率が全国に比べてやや低いことにもつながっていると考えられます。中学生では、運動部に所属している生徒とそうでない生徒では、かなり運動量が違いますので、こうした結果となっているのではないかと思います。その原因を究明し、改善を図ることで、引き続き運動部活動への参加を生徒に進めていくよう学校に働きかけてまいります。

今後、さらに取り組みを充実していくとともに、全国で成果を上げている学校の取り組み事例等も参考にするなどして、児童・生徒の体力向上を目指した取り組みを積極的に進めるように学校を指導していきたいと考えております。

以上です。

議長（根岸 晃君） 再質問に入ります。

4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 詳細にわたりましての御答弁、ありがとうございました。

何点が再質問をさせていただきます。

まず、初めの行財政改革についてですが、ただいま御答弁をいただきましたけれども、5年

間で取り組んでこられ、住民の皆様にも御協力をいただきながら、時には痛みを伴うものもあったかと思えますけれども、一定の削減効果があったわけでありまして、11億6,000万円の削減効果があったというふうな御報告をいただいたわけですが、この11億6,000万円の捻出した財源はどのように使われたのかお伺いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この財源につきましては、もちろんこれは使っておるわけでございますけれども、一般財源として使っておりますけれども、主に福祉のほうにかかっているお金が大半だというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ありがとうございます。

もう1点、このプランの推進によって5年間の今年は総括の年度に当たるわけですが、ちょっと最初の一般質問の中で申し上げましたように、パソコンを見られない、パソコンが自宅になかったり、また開くことができなったり、そういったパソコンを見られない方も、町民の中にはまだ多くいるのではないかと思いますので、そうした目に見える効果については、町民に広くわかりやすく報告を文書で公表していただきたいと思っております。

広報かみさとに紙面を思い切って割いて、本来だったらカラー刷りのほうがわかりやすいんですけども、経費削減ですからちょっとカラーは発言しませんが、思い切って紙面を割いて掲載するとか、また、回覧等の配付文書、そういった形で各戸配付、文章でお配りするとか、何かそういったことを考えますが、町長に再度その点についてお伺いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このプランの公表方法につきましては、総務省の通知によりますと、当該市町村のホームページ等の掲載とされておりますので、通知に準じまして、毎年実施結果をホームページで掲載しておるわけでございます。広報の掲載については原稿の量も多く、紙面の都合も勘案しておりまして、されていなかったわけですが、今、中島議員がおっしゃられたように、今年度は5年間の中では最終年度ということでございますので、広報に掲載をさせていただいて、広く町民の皆様方にも御理解をいただきたいというふうな思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番(中島美晴君) ありがとうございます。

本当に一生懸命努力して削減をして、それを有効的に町民のために使っているわけですので、やはりそういったことを町民の皆様にもどのように使われているかということも知っていただくということが大変に大事であると私は思っておりますので、そのような発言になったわけでありまして。ぜひとも何らかの方法で本当にわかりやすく、住民の皆さんに報告をしていただきたいと思っております。

もう1点、私は平成17年に先ほどちょっと再質問、一般質問の原稿の中では、まだ触れていなかったんですけども、事業仕分けの御答弁を町長に先にいただいてしまったわけですけども、17年に住民の目線を取り入れた事業仕分け作戦による行財政改革は効果的ではないかということで、事業仕分け作業を御提案させていただきました。ですから、民主党よりも私のほうが提案は先だったのかなと思っております。実施はされなかったわけでありまして。

事業仕分け作業とは、御存じのように本当に必要な行政の仕事を予算項目ごとに住民の目線からチェックするものであります。具体的にはすべての事業、そもそも必要か廃止すべきか、必要であるなら行政と民間とどちらがやるべきなのか。民間なら委託か住民との協働なのかなどなど順に検討し整理していくものであります。しかも現場の視点に第三者の外部の目を加えながら、各事業の具体的な見直しを行うわけですから、当然議論も重ね、納得の上で結論を出していくわけです。既に、目標が達成した事業や不要と思われる事業は取りやめ、これによって捻出された財源は、当然財政の健全化や住民が安心して暮らせるために必要な事業に充てられるべきでありますので、先ほど御答弁の中で検討させていただきますということで、2年前と同じお答えであったわけですけども、その点について町長に再度お伺いいたします。

議長(根岸 晃君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 昨年、鳩山内閣で事業仕分けが行われたわけでございます。大変な関心呼びましたが、地方におきましては、都道府県レベルにおいては事業仕分けを実施しているところもありますけれども、現時点では手法や効果など制度として確立しておらず、どのような効果があるのかなど研修の余地があるわけでございますので、今後も行政改革の一つの方法論として、調査研究をしてみたいというふうに思っております。

ただ、こういった小さな自治体におかれましては、町長が事業仕分けするような、それだけの余裕は全くないわけございまして、各課から出てきたものを削って削って、そして最終的に決済が私のところに来るわけございまして、こちらのものをこっちへ持って行くなんていう仕分けは、到底今の財政状況の中ではできないわけございまして、ひとつ研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） すみません、しつこくなりまして。本当に事業仕分けを本格的にする場合は、本当に時間もやはりかかるわけですから、私はその視点を住民の目線から見て、これが必要なのかそうでないのか、優先順位がこちらが先でこっちは後でもいいのかとか、そういった限られた財源を本当に一生懸命取り組んで、今、捻出していただいて充てていただいているわけですし、国からの補助金も先ほどの教育長さんが御答弁いただきましたトップアスリートのそういった上里町は取り組みをしていって、私もたまたま学校訪問のときに、そういった授業を見学させていただいたこともございますが、本当にそういった予算なんかも残念なことに事業仕分けで削られてしまって、その補助金等も削減されているというふうな国のほうの事業仕分けではそういうことがあるわけです。やはり子供たちにはしっかりと、やはりほかのことを削っても私はしっかりと、特に地方財政は厳しいわけですから、今までどおりのそういった補助金をしてもらいたいと思っておりますが、そういったちょっと話は脱線しましたけれども、そういったこともありまして、やはり上里町のそういった行財政改革の中にも、今後の計画の中に検討委員会ということを、また新たに見直しの、正確な名前はわかりませんが、次の計画に当たってのそういった検討委員会なり見直し委員会とかが計画されて、当然おられると思いますので、その中にやはり住民の目線をしっかりと取り入れていただけたらと、そのように思っていますので御提案させていただいたわけですけれども、再度町長さん、すみません。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、町も限られた予算の中で選択と集中ということで、どれもこれもやれるという、そういうような状態ではないわけございまして、もちろんいろんな中で検討して、そういった予算は計上しておるわけございまして。これから行政改革推進プランの中で、そういうものも含めた中で、今後検討していきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 2番、赤ちゃんの駅設置についてであります。県の担当課に私もうかがいまして、本当にこの22年度、今県議会で審議しているわけですが、可決されれば実施されるわけですが、本当に埼玉県がこの点に力を入れて、22年度単年度限りの全額補助事業で、これだけの新たに3,000カ所を設置する、その費用を全額持ちますよというふうな

計画でありますけれども、今回取り上げさせていただいたのは、実際に住民の方からお母さん、また、お孫さんを見ていらっしゃる、そういった子育て世代の小さいお子さんを持っていらっしゃる家庭の方から直接相談を承ったわけでありまして、上里町はそういったところはないのって、やはりちゃんと共通のステッカーが張ってあって、安心して気兼ねなく利用できるということは、大変にやはり利用する側にとってはありがたいことでありまして、そういった要望があったわけであります。

そういったときに、ちょうど今年度の22年度の県の事業に全額補助というふうな、もう飛びつきまして、これは絶好のチャンスなので、県の担当課もぜひとも手を上げていただきたいと、そういうふうにお話があったものですから、ぜひとも場所を検討していただいて、どこかスペースは上里町は大変恵まれておりまして、スペースは十分ありますので、既存のスペースにそういった駅を設置すると。費用は県が出してくださるということですので、ぜひとも3月の末に説明会がある、また、4月から申請ということでありまして、申請をしていただきたいと再度御提案申し上げますが、町長にお伺いいたします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、役場や児童館や保健センター、そういったところにそういう施設をつくっておるわけでございますけれども、その施設をこの県の事業を取り入れまして、もう少し充実をさせていきたいというふうに思っておるわけございまして、いち早く手を上げて、この県の事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

3番目の子供たちの体力向上について、教育長から上里町の子供たちの様子を伺いまして、本当に半分以上が全国平均を上回っているということを伺いまして安堵いたしております。

ただ、1点、中学校に入りますと、部活に入らないお子さんの運動量が減っているということは、ちょっと心配なのかなと思います。それはさておきまして、上里町では先ほど教育長も触れておりましたが、日本体育協会派遣事業の子供たちが運動が楽しくなるためにトップアスリートを招いて、日本体育協会派遣事業の予算というんでしょうか、手を上げてトップアスリートを招いて取り組みをしているわけでありまして、先ほどちょっと触れましたが、民主党の事業仕分けでスポーツ関連予算が大きく減額され、このアスリート事業の予算も減額対象になっていることに大変残念に思うわけでありまして。



先日、バンクーバー冬季オリンピックが多くのドラマと感動を与えながら閉会いたしました。子供たちの中には将来、オリンピックに出たいと夢見て頑張っている子供たちもいるかと思ひます。さらに体力のある子供は学力も向上しているというデータもござひます。埼玉県は体力は全国の中でも6、7番目と聞いていますし、上里町の子供たちも、先ほどのように半分以上が全国平均を上回っているというふうなことでござひました。それは本当に学校関係の人や子供たちのスポーツを一生懸命応援していただひている、多くのそういった方たちの御努力が、その背景にはあるのではと大変それは喜んでおりますが、こういった一生懸命ボランティアで御協力してくださったり、学校で一生懸命取り組んでいただひていますが、財政的にこういった厳しい地方にとっては、今までつひていた予算が削られるということは大変に残念ことでありまして、国に対して、今までどおりの補助を要望していただひたいと思ひていますが、町長にその国に対してそういった派遣事業の予算をつけてもらひたいということをお願いしていただひたいんですけれども、町長に御答弁をお願いしひます。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 議員がおっしゃられたように、国の補助事業が来年は事業仕分けによって補助金がなくなると、削られるというふうなお話も承っておるわけござひます。国といひましても、税込減等の折に大変厳しい、国も財政状況、そういうものもあるわけござひますけれども、中島議員がおっしゃっておったように、将来を担う子供たちの健康体力づくりのためにも、ぜひ町といひましても、そういうものについて削らないようにということをお願いして上げていひたいというふうにと思ひております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後の火災警報器の設置のところでありひますが、町営住宅が既に設置していただひたということで、本当に安堵しております。本当に設置期限が過ぎているわけですが、まだ、設置されていないパーセントでいくと、設置されていない家庭が大分あるわけですが、本当にちゃんと配られているわけですが、知らないというか、見ていないといひますか、設置の義務化が知らない人も町の中にはいらっひるのかなと思ひますので、町としても周知徹底を引き続きお願ひしたいと思ひますが、その辺の取り組みについてお願ひしひます。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中でお話を申し上げましたけれども、広域消防本部の

中で、全戸にそのチラシを20年度からも火災警報器が義務化されますよと、そういうチラシを入れたわけでございますけれども、まだまだ周知していない部分もございますので、今後、広報等にも載せさせていただき、周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後に、この火災警報器の設置に関しまして、経済的にお困りなひとり暮らし高齢者の世帯や、障害をお持ちの方などが火災から逃げ遅れて被害に遭わないように、災害弱者を守るためにも、この住宅用火災警報器の無料設置を提案したいのですが、そういった障害をお持ちの方や寝たきりの高齢者とか、また、ひとり暮らしの高齢者世帯の正確なすみません、言い方がちょっとわからなくて。生活給付金事業というんでしょうか、生活用品給付事業というんでしょうか、そういったのがあったかと思っておりますけれども、どういった方たちが対象なのか、また、その対象者の方にはその費用が出ることを、そのものが申請すれば設置できることを周知されているのかどうなのか。それが無いんだとすれば、無料設置を提案したいのですが、その点について御答弁をお願いします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町では、重度障害者日常生活用具給付等事業及び老人日常生活用具給付等事業の対象に、住宅用の火災報知機の設置が含まれておりますから、それに該当する方は無料で設置をできるわけでございますけれども、まだ、実績がないわけでございます。経済的に生活が困難な障害者や高齢者の方々の安心・安全を守るために、本制度も周知を図っていきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） ぜひとも対象者の方には周知徹底のほうを、そして、それを利用していただけるようによろしくお願いいたします。

これで終わります。

議長（根岸 晃君） 4番中島美晴議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時25分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（根岸 晃君） 一般質問を続行いたします。

3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 議席番号3番納谷克俊です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、下水道事業について、放課後子どもプランについて、上里中学校の耐震化について、上里ゴルフ場について、上里サービスエリア周辺地区整備事業についての5点であります。以下、順に伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、下水道事業について伺います。

上里町の下水道事業は町単独を公共下水道事業として、平成6年に657ヘクタールの全体計画でスタートをし、平成15年、当時の児玉郡市1市4町1村による利根川右岸流域下水道として見直しをしていくことが決定をされ、平成17年、利根川右岸流域関連上里公共下水道事業として認可変更され、処理区域が周辺区域を加えて1,010ヘクタールとなりました。平成20年8月には事業認可の変更により児玉工業団地区域の30ヘクタールが編入され、いよいよこの4月には一部供用開始を迎えるわけであります。次期整備予定地は県道上里線より西側の国道17号線とJR高崎線の間地域になると思います。

そこでお伺いをいたしますが、通告書にもありますように、JR高崎線より南側の地域の整備見込みはあるのでしょうか。また、整備見込みがあるとするならば、何年後ぐらいになる見込みなのでしょうか、町長の答弁をお願いいたします。

次に、放課後子どもプランについてお伺いをいたします。

放課後子どもプランが推進されております。この放課後子どもプランは文部科学省所管の放課後子ども教室と厚生労働省所管の放課後児童クラブを一体的、あるいは連携推進することで、子供たちの安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを充実させることにあると思います。

上里町では、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業を受託して、上里町放課後子ども教室運営委員会を開き、事業の一つとしてのびっこ教室を実施をして保護者などから大変喜ばれております。

しかし、本事業は上里東小学校の児童のみが対象となっており、他の小学校4校では実施をされておられません。放課後子ども教室推進事業の趣旨、目的から考えるならば、上里東小学校のみならず、他の小学校4校においても事業を実施することが適切ではないかと考えますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

続きまして、上里中学校の耐震化について伺います。

上里中学校の耐震化については、平成19年6月定例会で取り上げて以来、今回の質問で10回目となります。これまで耐震化の早期検討や基金の設置、耐震化の方法などの提案を行ってまいりましたが、来年度には基本構想策定のための調査委託料が計上される運びとなりました。

そこで耐震化における進捗状況等についてであります。3点ほどお伺いをいたします。

初めに、視察並びに提言についてですが、昨年の12月定例会で私の質問に対して町長は、近日中に教育委員会及び上里中学校の代表者で、近年建設された中学校の視察や建設予定の校舎の設計図面等を見せていただき、プロジェクトチーム建設部会へ具体的な提言を行っていただく予定になっていると答弁をされております。現在までに教育委員会や上里中学校の代表者による視察等が行われたのか、また、プロジェクトチームへの具体的な提言をなされたのかを教育長にお伺いをいたします。

また、具体的な提言が行われたのであれば、その内容及びその提言について、プロジェクトチーム建設部会でどのような検討がなされたのかを町長にお伺いをいたします。

次に、体育館並びに北棟特別教室棟についてですが、同じく12月定例会において、町長は耐震上、問題がないわけではないので、今後基本計画の中で検討をしていきたいと考えていると答弁をされておりますが、12月以降、現在までに何らかの検討がなされたのでしょうか。また、検討されたとするならば、どのような方向で検討をされておられるのでしょうか。

最後に、耐震化のスケジュールについてお伺いをいたします。

来年度以降の基本構想策定、基本設計、実施設計、建築工事の実施年度は、おおよそいつくらいになる見込みでしょうか、町長の答弁をお願いいたします。

続きまして、上里ゴルフ場についてお伺いをいたします。

昨年4月1日、埼玉県から県有資産であるクラブハウスやコースの一部の土地建物を譲り受け、また、民有地部分の賃貸借契約を埼玉県にかわって新たに上里町が10年間の契約を結んでからはや1年が経過をしようとしております。

平成31年3月31日までは上里町が株式会社さいたまリバーフロンティアに上里ゴルフ場の管理許可を与え、さいたまリバーフロンティアが町に対して10年間で総額7億5,570万円の使用料を払うこととなっております。この使用料と町が民有地の地主さんに支払う土地の借上料の差額、これを公共用地及び施設取得基金として積み立て、それを原資として順次用地の買収を行っていきたいということでありました。当初予算ベースになりますが、平成21年度3,172万1,000円、平成22年度では3,391万5,000円が基金として積み立てられる予定になっております。

そこでお尋ねいたしますが、基金残高がどのくらいになったらというのは、要するに何年後くらいから用地買収を始める予定なのか、また、地権者の意向が最も重要になると思います

が、どのような基準で用地買収のための交渉を始めていくおつもりなのでしょうか。例えば面積が小さい方だとか、当然買収に応じる意向がある方だとか、コースのどの部分だとか、そんなことが基準を考えておるようだったら町長の見解をお伺いしたいと思います。

大項目の最後になりますが、上里サービスエリア周辺地区整備事業についてお伺いをいたします。

初めに、地質調査結果についてお伺いいたします。

上里サービスエリア周辺地区整備事業予定地の多くは砂利採取跡地であり、地耐力の不足が懸念をされます。地耐力が不足しているということは、その場所に建物を建築する場合、地盤改良工事が必要となると思われます。下り線11.5ヘクタールを工業団地として整備し、企業誘致を進めていくということですが、進出企業側からいたしますと、地理的条件と同等以上に進出のためのコストが大きな問題になると思います。それには土地の平米単価のみならず上物ですね、建屋の建築費用も含めて、他の場所との比較考慮することになると思います。

そこで地質調査の結果がどのようなものだったのかをお尋ねいたします。

なお、後日で結構ですので、できましたら最終結果の資料を各議員に配付いただければと思います。町長のお考えと調査結果のほうをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、周辺道路整備とスマートインター設置についてお伺いいたします。

周辺道路としては、地域活力基盤創造交付金事業としてリバーサイドロード、仮称であります。町道2480号線、こちらの全事業区間の約半分に当たる1,992メートルが地域活力基盤創造交付金事業として先行して整備されることとなり、12月定例会における補正予算成立によって、路線測量の入札が行われたところであろうかと思います。

この路線は、上里サービスエリア周辺地区整備事業における開発行為のための道路づけであることはもちろんですが、スマートインターチェンジへの接続道路でもあるわけでございます。周辺地区整備事業における企業誘致を成功させるためには、上里サービスエリアにスマートインターチェンジを設置することが重要であります。国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した上里サービスエリアスマートインターチェンジ実現性検討調査業務委託料の補正予算が9月定例会において可決をされ、また、平成22年度当初予算における上里サービスエリアスマートインターチェンジ調査業務委託料の計上により、昨年8月4日に行われた全員協議会での説明にあったように、スマートインターチェンジは平成25年度の開設に向けて動き出したところだろうと思います。

町長も自身の町政報告会において触れられておりましたが、スマートインターチェンジの例として、関越道の駒寄パーキングや三好パーキングを挙げておられましたことが、私としては少々気になったところでございます。

といいますのも、両パーキングエリアに設置されているスマートインターチェンジは、現在のところ普通車までの利用が可能となっておるスマートインターでございます。上里サービスエリアにおけるスマートインターチェンジについては、周辺地区整備事業の性格からも大型車の利用が可能な北関東道の波志江パーキングエリアに設置されているものと同様以上であることが重要であると思います。そのための道路並びにスマートインター設置のための調査が行われていると思いますが、確認のため御質問をさせていただきます。また、そのような大型の通行が可能なスマートインターチェンジの設置の実現性は、現在のところまであるのでしょうか、町長の答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の一般質問に対して答弁をさせていただきます。

最初に、1番の下水道事業についての御質問でございます。

のJR高崎線以南の整備の見込みはあるのかという御質問でございます。

利根川右岸流域関連上里公共下水道事業の事業認可を受けている約128ヘクタール区域を本年4月1日より供用開始することになり、次年度以降の整備予定区域につきましては、平成21年5月19日の議会全員協議会で「利根川右岸流域下水道計画一般図」により示したところでございます。第2期計画区域は、大字神保原町の高崎線以北から国道17号線の間で、西側はイオンモールまでの約93ヘクタールとし、この区域の整備予定期間は財政状況等を勘案しながら、7カ年ぐらいで実施していきたいと、このように考えておるところでございます。

なお、JR高崎線以南の整備区域につきましては、第2期計画の整備中に次期区域の事業変更を県知事に申請するとともに、県事業である利根川右岸流域下水道事業上里幹線の延伸をキャノンコンポーネンツの北側を經由し、ユニクス上里までお願いしていきたい、このように考えておるところでございます。

したがって、JR高崎線以南の整備区域といたしましては、第2期計画区域の整備終了後に、駅南土地地区画整理区域と三軒及び三田区域を実施していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、放課後子どもプランについて。

御質問の放課後子ども教室の充実についてでございます。

上里町では週末や長期休業日を活用し、子供を対象としたさまざまな体験活動が長年にわたって実施してきたところでございます。しかし、近年の子供をねらった犯罪の増加や都市化の

進展により、屋外での遊び場の減少や子供を取り巻く地域の生活環境が悪化しつつあります。このため、子供たちが安全で安心して放課後を過ごせる生活環境を整備することが求められておるところでございます。

そこで、子供たちの安心・安全の居場所づくりを進めるために、平成20年度にそれまでの体験活動実施母体を整理・統合し、『のびっこ教室』や『ちゃれんじクラブ』、それに『わんぱく合宿塾』を柱とする「放課後子ども教室推進事業」を立ち上げ実施してきたところでございます。

この事業に対する保護者や地域の方々からの期待が大変大きいことは大変認識しておるところでございますけれども、児童館が開設しております『放課後児童クラブ』との整合性を考慮しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、詳細の質問内容につきましては、教育長より答弁をお願いいたします。

次に、納谷議員の3の上里中学校の耐震化について。

進捗状況について答弁させていただきます。

上里中学校耐震化庁内プロジェクトチームによる中間報告のD案に至る経緯につきましては、校舎の緊急性を考え、校庭内部の余地があることに着目し、余地の利用により西棟を新築、移転、取り壊し、そして、同様に東棟を新築、移転、取り壊しする方法が可能なことになるものでございます。

特別教室棟は「建て替えサイクル」の影響を受けないことから、単独工事が可能であり、耐震補強により耐震性を向上させることで建物の延命化が図られる。建設経費の節減につながるものであるわけでございます。

平成21年度におきましては教育委員、学校職員、PTA役員の間接報告のD案に至った経緯を説明したところでございます。そして、昨年12月には教育委員及び上里中学校長とで、近年新築された中学校の視察をしたと聞いておるところでございます。

そうした状況の中で、昨年12月、第8回定例会において、納谷議員の上里中学校の耐震化についての質問の中で、平成4年に完成したコンピューター教室を含む新特別教室棟を除き、全面改築にするべきとの御提案をいただきましたので、緊急性を最優先し、財政面を考慮して、現在の普通教室棟の南側に新校舎を建てるという中間報告のD案と議員が提案された案と検討を重ねてまいりました。

そして、本年に入り、上里中学校耐震化プロジェクトチームを開催し、その後、建築部会、正副部会長の打ち合わせ会議などを開催しております。建築部会では、議員の提案された内容をもとに検討して、新たな追加した案をE案として比較、検討を進めております。

ここでは財政措置の面、建設の期間、生徒への騒音の影響はないかなど、それぞれの案のメ

リット、デメリットを対比して検討を重ねておるわけでございますので、まとめましたら議会に方向性を報告し、最終案をつくってまいりたいと考えております。来年度以降に上里中学校建設基本構想の策定の中に反映させていきたいと考えております。

これについては、国の採択基準も考慮しなければなりません、今後のスケジュールといたしましては、資金計画を明らかにし、できるだけ早期に着工できるようにしたいと思っております。厳しい財政状況の中ではありますが、生徒たちの安全・安心のために、町の重要課題として取り組んでまいりたいと思っております。何とぞ御理解を賜りたいと思っておりますのでございます。

次に、中学校の耐震化計画についてを申し上げたいと思っております。

本年度平成21年度上里中学校耐震化プロジェクトチームによる校舎建築構想案の取りまとめを行います。1年目につきましては、平成22年度、上里中学校建設基本構想策定調査、2年目におかれましては、平成23年度上里中学校建築基本構想の策定、3年目におかれましては、平成24年度上里中学校建築基本設計、4年目におかれましては、平成25年度上里中学校建築実施設計、5年目におかれましては、平成26年度上里中学校校舎建築を始めたいと、このように思っておりますのでございます。

次に、上里ゴルフ場について。

基金積み立てと用地買収についての御質問でございます。

上里町ゴルフ場は県から引き継いで1年が経過しようとしているわけでございます。町の都市公園施設として位置づけられているゴルフ場が継続したことについては、関係者皆様に御理解をいただいた中で進んでおるところでございます。町もゴルフ場の開設に当たり、この総合運動公園計画に向けて積極的に推進を行った経緯もあり、町の公園整備事業並びに関係者にとって大変よかったものと思うところでございます。

御質問の基金積み立てと用地買収でございますが、基金については議員も御承知であると思っておりますが、ゴルフ場の管理運営を株式会社さいたまリバーフロンティアに都市公園施設として10年間の管理許可を与え、施設の使用料として総額7億5,570万円の使用料が町の歳入となり、借地分を除いた収入を毎年基金として積み立てをするものでございます。その基金を財源といたしまして、ゴルフ場用地を10年の借地期間中に土地を購入することができれば、ゴルフ場としての安定が図れるということで町も努力をしていくつもりでございます。

借地している土地につきましては、基金を積み立てしまして、ある程度用地が購入できる時点から、目安としては5年目くらいより買収区域を決めて土地の買い上げをしていきたいと、このように思っておりますけれども、この件につきましては、地権者にもお話をさせていただいております。

なお、上里町ゴルフ場において、都市計画緑地として都市決定された町の都市公園施設であ



ることを踏まえて、その維持をしていかなければならないものと思っておりますので、ゴルフ場の安定を図る上で、地権者皆様の御理解をいただき買収のお願いをしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、上里サービスエリア周辺整備事業について。

の周辺道路整備とスマートインター設置についてという御質問でございます。

現在、スマートインターチェンジのレイアウトの概略設計を行っておりますが、納谷議員の御質問の大型車対応につきましても、検討を行っておるところでございます。なお、トレーラーも対応することは、サービスエリア接続型のスマートインターチェンジでは困難なようでございます。出入口を1カ所とするか、別々にするかということも検討しております。これはスマートインターチェンジにはトラブル対応のため管理人が常駐するため、ネクスコの維持経費に影響をいたすところでございます。

また、大宮国道事務所で推計いただいております交通量に基づき、現在、費用対効果に関する資料の作成も行っておりますが、これはネクスコとの協議の中で、スマートインターチェンジの設置がネクスコの収益になるという資料を作成する必要があるためでございます。

レイアウトの概略設計では、ETCの機器を設置していない誤進入車が元に戻るための道路も必要であります。スマートインターチェンジの配置によっては、現在のサービスエリア内でおさまらないため、土地の買収が必要となる場合も考えられるわけでございます。大型車対応とするか、出入口を集約するかなどは、町が関係機関の協議の中で最終的に決定してまいりわけでございますが、私といたしましては、下り側に工業団地の計画、上り側に地域振興施策の計画があり、トラックや観光バスなど大型車が利用できるスマートインターチェンジの設置を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

レイアウトの概略設計につきましては、利用しやすく安全で町の費用負担が極力抑えられるものにしてまいりたいと考えております。レイアウトの概略設計案などができ次第、ネクスコ、大宮国道事務所、埼玉県、埼玉県警察本部と協議を行い、上里サービスエリアスマートインターチェンジの実現を目指してまいりたいと思います。

なお、地域活力基盤創造交付金で築造する道路につきましては、大型車が通行できる道路でございます。幅員につきましては、車道7メートル、歩道2.5メートルの幅員9.5メートルの道路で、現在、詳細設計を発注しております。なお、平成22年度の工事予定箇所につきましては、新幹線から関越自動車道までの神流川沿いとサービスエリア北側の町道藤木戸勝場線から西の一部でございます。また、南側のスマートインターチェンジ周辺の道路につきましても、整備を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

すみません。地質調査が抜けておりましたので、地質調査の5番のサービスエリア周辺地区

整備事業についての地質調査結果についてお話をさせていただきたいと思います。

上里サービスエリア周辺地区事業について、地質調査結果についてという質問でございますが、地質調査を行うに当たり、まず土地利用の履歴調査を行いました。資料が確認できる明治時代以降、主として米麦作付や桑畑、果樹園として利用されております。昭和50年代後半から平成5年ごろの間に、地下に堆積する砂利の採取がおおむね地表から10メートル程度まで行われており、採取後、山の土により埋め戻しが行われております。

原地区並びに五明地区の砂利採取の状況をよく御存じの地権者に聞き取り調査も行いましたが、埋め戻しについても適正に行われたとのことでございます。これらの調査結果から、非農用地は土壤汚染の可能性はない土地であり、土壤汚染対策法や埼玉県環境保全条例に基づく調査義務はございません。町では、今後、企業誘致を行っていくための自主的な調査として、地質調査等を実施させていただきました。調査地点は、砂利採取業者の事業範囲を考慮し、南側4地点、北側1地点を選定をさせていただいたところでございます。

地質調査を含む委託業務はまだ完了しておりませんが、地質調査の中間報告について説明をさせていただきます。

砂利採取後の埋め土については、およそ5メートルから15メートルの範囲で行われており、その下は地山が確認できました。埋め土は大きな岩を砕いた砂れきが中心で、一部粘土を含む層がございましたが、埋め土以外のものは確認できませんでした。N値につきましては、岩が砕いた砂利等が中心で、N値2から8の粘土を多く含む層もございましたが、おおむねN値10を確認でき、その下はN値40以上の地山が確認できたところでございます。

汚染調査につきましては、路上含有量調査を5地点、土壤溶出量調査を1地点、土壤ガス調査を5地点実施いたしましたところでございます。調査結果につきましては、基準値を超える物質の検出はございませんでした。土壤含有量調査で基準値以下の弗素及び化合物の検出が見られました。これは自然由来の影響であると考えられるようであります。また、土壤溶出量調査で基準値以下のフェノール類の検出が見られました。これは現状の土地利用状況から特定することが難しいと考えられておりますが、例えばアスファルト舗装道路の雨水排水が浸透した可能性などがあると考えられるようでございます。

以上のように、5地点で行った調査の結果は、申請通り砂利採取や埋め戻しが行われたところを裏づける結果となったわけでございます。

工場を建てる場合、パイルが必要となり、企業誘致に影響があるのではないかとこの質問でございますが、工業団地でも埋立地や沼地などさまざまな条件の場合があり、パイルが必要な場所も多いと考えられております。今回の調査でおおむね10メートル下には地山があることがわかりましたので、N値を明示して、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。さまざま

な観点から考えて、工業団地として条件的に劣っているとは考えておらないわけでございます。分譲地は土地開発公社が行うわけでございますが、鑑定評価等を行い、周辺の工業団地の売り渡し価格を参考に、適正な額に設定してまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、今回の業務には、企業誘致の調査や企業誘致のパンフレット作成の業務も含まれております。周辺道路整備やスマートインターチェンジを進めると同時に企業誘致を積極的に行い、進出企業を早期に決定できるように取り組んでまいりたいと、このように思っておるところでございます。

また、議員のほうから調査の内容を書類で出していただきたいというお話がございましたが、最終報告が出ましたら、書類で議員の皆さんにも御提示をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（根岸 晃君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 納谷克俊議員御質問の2、放課後子どもプランについて、放課後子ども教室の充実についてでございますが、「放課後子ども教室推進事業」の中で実施している『のびっこ教室』の現状及び今後の方向性について答弁をさせていただきます。

この事業は、厚生労働省と文部科学省が連携して進めております『放課後子どもプラン』が母体となっており、文部科学省が全国展開を進めている補助事業「放課後子ども教室推進事業」を受けまして、平成20年度から取り組んでいます。

『のびっこ教室』は、上里東小学校の図工室・図書室をお借りして開設しており、受け入れ対象児童及び定員は、同校の1年生から4年生までの40人となっております。開設日時につきましては、5月から7月、9月、10月、2月、3月の7カ月間で、毎週火曜日・金曜日の午後3時から午後5時15分となっております。指導体制といたしましては、17名のボランティアで構成している学習アドバイザーの方々がローテーションを組んで指導に当たっております。1日の教室活動としては、復習を中心とした学習とさまざまな体験活動や異年齢間の遊びを中心に約2時間を過ごしております。

この事業の開設に当たっての基本的な考え方につきましては、上里東児童館で開設している放課後児童クラブを補完することや、少子化で地域に遊び相手のいない小学校低・中学年の児童に、安心・安全で異年齢間での地域遊びのできる場を提供することを目的としております。

『のびっこ教室』を他の小学校区に広げることができないかということにつきましては、現在実施しているような方法で他に広げるためには、ボランティアの指導者を1カ所当たり20人程度確保することが必要であると思われまます。また、国の事業仕分けにより『放課後子どもプ

ラン』に対する見直し論が出ており、これから先の補助金が不透明であることや、さらに現在、すべての児童館で取り組まれている放課後児童クラブとの連携等につきましても、十分研究してみることが必要であると思われます。

児童館で開設しています放課後児童クラブにつきましては、上里東児童館を除く4館は定数と応募者数との差異が少なく、保護者が希望する放課後児童クラブとしての児童館機能を果たしていると思います。また、上里東小児童館につきましては、定数60人に対して応募者89人となっており、定数の約半数の児童が児童館に通うことができなくなっています。このため児童館に通うことができない児童を最優先といたしまして、『のびっこ教室』を実施しているのが現状であります。

『のびっこ教室』の事業につきましては、平成22年度は、国の事業仕分けにより国庫補助金の見直し論が出ており、また、平成23年度につきましては、補助事業の実施ができるかどうか不透明となっております。この事業の拡充に対する町民の期待の大きさにつきましては、十分認識はいたしておりますので、今後、保護者や地域の方々の御意見や御要望を聞きながら、ボランティアの育成や経費のかからない方法等を検討してまいりたいと考えております。

続いて、納谷議員の3、上里中学校の耐震化についてのうち、近隣中学校への視察とその結果のプロジェクトチームへの提言の有無についてお答えします。

最近、建築された中学校への視察は、昨年12月25日に教育委員5名と上里中学校板垣校長、それに柴崎学校教育課長の総勢7名で行いました。訪問先は群馬県玉村町立玉村中学校とお隣本庄市立児玉中学校、それに美里中学校及び美里町教育委員会でした。美里中は計画中的ですので、現地を確認し教育委員会で説明を受けたものでございます。視察によって得られた情報及び視察団からの具体的な提言は、プロジェクトチームにも行っております。

代表的なものを一、二申し上げますと、余り斬新的なものを取り入れようとするを使い勝手に支障が生じるおそれがあるということや、普通教室棟と特別教室棟を同一の棟に中廊下を挟んでつくと建築費が節約できる。ただ、換気の面に問題があったり、騒音の面でも多少影響があるとか、そうしたようなことを提言しております。

以上です。

議長（根岸 晃君） 再質問に入ります。

3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 初めに、下水道事業についてなんですけれども、以前全協でも説明いただいたとおり、金久保、金久保東の部分を拡大区域28ヘクタールを拡大をして、その部分を含めた部分を第2期で93ヘクタール、約7年でということは御説明を受けておりました。こ

れがそのとおりにいくのかというのが、実は心配しているところでございます。4月から供用開始になるのは非常にうれしいといたしますが、町にとっても下水道ができるということで非常にうれしいことではあると思いますが、受益者負担の部分や下水道の使用料、そういったものを現実に条例等を制定されて、このぐらにかかるとなってくると、どれだけの人たちが下水道に加入してくるのか。たしか説明では30%程度を見込んでいらっしゃるということでしたが、本当に実際にそのぐらになるのか。水道料金の値上げも検討されている中で、既存の境界された部分の下水道の接続の率が低くなれば、当然下水道事業の特別会計への一般会計からの繰り出しの部分も多くなるといいますか、使用料として入ってこないと厳しいのかなということになりまして、今まではその部分を考えないで、まっさらなところで計画を進めていったわけでございますけれども、実際に境界されて予定どおり接続されなくなってくると、その先の工事に影響が出てくるんじゃないのかなというふうな懸念をしているんです。

そのままどんどん第2期部分は予定どおり進むとは思いますが、ただ、なかなか接続されていない中で、果たしてその次、2期を7年で工事をしていく中で、次の部分、駅南、三軒、三田部分が予定どおりいくのかというのを心配しての質問なんです。

また、先日、町長も参加していただいたと思いますけれども、東地区の区長会の皆さんとの懇親会の席で、実は多くの区長さんからこの質問をいただいたんです。というのは、いよいよ下水道が4月から供用開始になるということで、多くの区長さんは勘違いという言い方は失礼かもしれませんが、一番本庄に接している地区でございますから、下水道が今度はこの後も使えるんだって。そうすると、うちのほうはすぐ隣が本庄だから、今度はうちの番かねって単純にそのような質問をされてまいりました。私は当然、この流域下水道の計画を順を追って説明して、17号の中に幹線が通っているんですよ。そこから上里の中につないでいますから、こっちは当分来ませんよと。特に、この幹線が県道の交差点です、中山道と嘉美神本線の交差点の接続ポイントまでしか来ていない。その状況を見ると、果たしてこの先、上里幹線のほうも県の事業として高崎線の下を掘って、その先まで果たして来るのかなと。県のほうの予算もそんなにあるのかどうなのか、また、上里の接続の率が上がらない中で、どんどん事業を先に進めていけるのか、投資をするだけで下水道の使用料として回収できない中で事業が成り立たないんじゃないのか。そういうことを考えると、JRより南側に来る確立が低いのではないのか。

そんな思いから今回の質問をさせていただいたわけですが、その辺を加味されても、この第2期の7年の計画が終わるまでに、次の計画をつくって、次の駅南、三軒、三田に8年以降工事がされるのか。その辺をもう一度突っ込んだお話になるかもしれませんが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員が心配されることはごもっともでございますけれども、いずれにしましても、上里町は4月から供用開始ということで、地元説明会も2日間にわたってやっておるわけでございます。ただ、この中で工業団地と地産団地、そういう中だけでやってきた下水を、今度は一括つないでいただけるということでございますので、そういうことを含めまして、3割ぐらいはできるのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、一般の忍保だとか八町河原とかそういうところの農家の方については、合併浄化槽は大変入ってしまっているということで非常に難しさもあるのではないかな。ややもすると、工事も順調に進まなくなる部分も出てくるのではないかなと、そういうふうに思っておるところでございますけれども、いずれにしましても、そういう形の中で第2期工事を計画をさせていただいたわけでございますけれども、これは入会していただかなければ、使用料が上がってこないわけでございますから、大変であるわけでございますけれども、30%から40%ぐらいは町も当初からそういうことで見込んでおったわけでございます。そういった中でも、順々に理解をいただく中で入会をしていただける方も増えてくるのではないかなと、そんなことも思っておるところでございます。

そういうことで、南のほうへ行くのはそれまでに7カ年ぐらいかかってしまうであろうというふうにも思っておるわけでございます。確かに古新田、三田、三軒等、大集落地があるわけでございますけれども、三田と京塚は下水を一緒にやっておるんですね、単独浄化槽じゃなくて。ですから、そっちのほうへ行けば、そういう人たちも入会はしていただけるんだと思うわけでございますけれども、まだまだちょっと先の話になるわけでございますけれども、できるだけ皆さんに入らせていただけるように努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、この計画の中でイオンの金久保セブンにおかれましても、下水をやっておるわけでございますので、そちらのほうが集団で入っていただけるということで、工事をそちらのほうへ持っていったわけでございますけれども、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思うわけでございまして、鋭意入会をしていただけるように、町といたしましても努力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 確かに30%という中で、工業団地と集中合併浄化槽の地域があるので救われるのかなという気も非常にしております。また、その2期工事部分の金久保東の部分

が集中合併浄化槽なので、つなぎ込みから比較的というか、つくれば自然的につながれるということで、ここが2期として選択されたのが妥当性があるのかなとは思いますが、先ほど町長がおっしゃったとおり、合併浄化槽がかなり現在普及してきている中で、駅南、三軒地区、三田地区が7年後以降となってきますと、現在この地域、まだまだ駅南を区画整理する中で多くの空き地があるので今後建物が建つ可能性が高いと。また、特に三軒地区においては、古新田四ツ谷線開通後に、さらにまた、現在余り道が狭くて排水が悪いところが、ちょうど広い道路が通りまして水道が入ったり、側溝が整備される等してきますと、さらにまた家が建つ可能性があるのか。であるならば、本当はそういったところを先に整備したほうが、下水道の加入の可能性が非常に高いかと思うんです。その地区、また新しい家が建って、合併浄化槽が入ると、大変お金かけちゃったのに、また下水でお金かけるのかいという話になると、なかなか難しいので、できればこういう状況の中で難しいのかもしれませんが、2期工事を早めて次に行くのかとか、2期工事と並行して3期で南に行けるのかわかりませんが、そういったことが考えられないかなというのが率直な思いでございます。

恐らく、南側に行ったときは、もうその辺も既に家が張りついで浄化槽が普及されて、また、つくったはいいけれども、つながない家が多いのか。また、三田、京塚についても、先ほど排水を共同で処理されているという話だったかと思うんですが、私の認識はたしかそうではなくて、排水組合があって各自の浄化槽で出た排水を排水組合で管を入れて、田代管だとか藤田管だとかキャノン管でしたっけ、3つの管で久保川のほうまで流してきているだけかなという認識があるんですが、私が間違っているかもしれませんが、そんな観点からいうと、特に京塚、三田地区は早い段階で分譲住宅ができたので、そろそろどの家庭も建て替えの時期が近づいてきているのかなと思います。

そういったところも早目に下水道を整備すると、建て替えるときは今度は下水道だねという話になってきて、下水道につなぐ率も高くなるのかなと思うんですが、今の計画でいくとすべて後手後手になってしまって、つくったはいいけれども、つなぎ込む割合が低いと。下水道に限らず、道路でも何でもそうなんですけれども、工作物はつくった時点からつなごうが、つなぐまいが、使用料で回収できようが、できまいが、もうその時点から劣化を始めていくという状況で、実際つなぎ込みが進んだときには、また、その管が改修工事をしていかなければならないか。そういう私の頭の中では上里町の下水道が悪い方向、悪い方向に悪循環のイメージができちゃっているんですけれども、その辺についてそういった観点からも、この南側を先に行くのか、それともそもそもこの計画を見直すことができないとは思いますが、上里町がこういう計画をつくったことによって、上里幹線の関係とかが大きさが決まってきたわけですから、今さらこれを小さくしますよ、だから、もともとこんなでっかくしちゃった分、差額払えよな

んて言われても払えないわけですから、そういうことが可能かどうかわかりませんが、そういった観点からもその計画自体、南の先へ行くだとか、そもそも見直しだとか、そういったことは町長の中では考えられておるのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、納谷議員のおっしゃられたことももっともだと思えますけれども、三田、古新田地区だけが開発されているわけでもございませんので、それは条件はそんなに変わらないんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。あのイオンの周辺もアパートがたくさんできておる。そういうことを考えますと、それほど条件は変わらないのではないかなと、そういうことを申し上げたいと思います。

それと、県の本管がまだ南のほうは通っていない。そういうことが大きな一つの要因になっておるわけございまして、できるだけそちらのほうを先優先してやろうということで決定をさせていただいたということでございます。

それから、京塚のキャノンの管に排水が流れてきたという、排水だけだそうでございます。私のちょっと勘違いでございました。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ありがとうございます。

下水の件はこれまでにしますけれども、後の祭りじゃないですけれども、本当は上里幹線が1期目の工事で次のポイントまで三田、久保原線と県道上里大西線のところの上里2というポイントのところまで、先に工事をしていただくような事業計画をつくっていただければ非常によかったのかなと思いますが、それは済んだことといたしまして、次に行きます。

放課後子ども教室、この充実についてなんですけれども、町長からも答弁いただきました。児童館ですね、放課後児童クラブとの整合性というお話がありましたし、また、山下教育長からも東小に関しては放課後児童クラブ、定員60人に対して89人の申し込みがあり、それに漏れてしまう児童がいるんで、その補完の意味での放課後子ども教室でもあるというようなお話をいただきまして、それは実際、そうなのかなと思っていますし、私もこの運営委員会ですか、最初のときに当時、文教委員長をやらせていただいておりますし、出席させていただきまして、そのようなお話は伺っております。

しかしながら、この放課後子どもプラン推進事業の中で文科省の事業と厚労省の事業、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の趣旨が違うかと思うんです。厚労省のほうの事業は資料にも書かれておりますけれども、共働き家庭などの留守家族のおおむね10歳未満の児童を



対象に、放課後の適切な遊び場や生活を与えて、その健全な育成を図ることが児童福祉法第6条第2項ですか、こちらに規定をされておるわけでございます。

それに対しまして、文科省所管の放課後子ども教室推進事業のほうは、すべての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進するということになっておりますので、この趣旨だけから見ると、東小学校地区が放課後児童クラブの定員をかなりの部分オーバーしているの、その補完のために最初だけやるんですよという説明は、なかなか苦しい言いわけになってしまうのかなという気がしております。

また、事業仕分けの中で補助金が、この先不透明ということもありますが、非常に多くの保護者の方々から好評を得ている事業でございますので、何とか町独自でも少しずつでもやっていけないのかなと。特に児童・生徒数の東小に次ぐ多い学校からでも、順次始めていければよろしいのかなと思うんですけれども、その両事業の趣旨の違い等を考慮した上で、教育長はどのようにお考えになられるでしょうか。

また、町長からも先ほど答弁いただきましたので、あえてこの整合性をとることというのが、事業の趣旨に反するのかなと思うんですけれども、町長も答弁いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 趣旨につきましては、同じ子供を扱うわけでございますから、全く変わらないと思うわけでございます。ただ、先ほども教育長のほうからお話ございましたけれども、児童館に入り切れない子供たちが非常に東小学校区には多くある。ほかの学校は大体希望者が満たされているということで、そういう形の中で始めたわけでございますけれども、この事業につきましては、補助金をいただいておるわけでございますけれども、仕分けの中でこれがどういうふうになっていくか、ちょっと不透明なところがあるわけでございますけれども、これもやはりボランティアの皆さんがたくさん必要になってくるわけございまして、果たして、そういう面で全校ともそういうことができるかどうか、非常に難しい部分もあるんじゃないかなと、そういう感じを受けるわけございまして、とりあえずはそういう形の中でやらせていただいておるわけでございますけれども、ぜひそういった意味で、父兄の皆さんからどうしてもそういうことの要望でもあれば、また、考え、相談をしてもいいかなとは思いますが、恐らくそういうこともないのではなからうかなというふうな気がしておるわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 確かに趣旨を考えますと、多少違いがありまして、わかりやすく言えば幼稚園と保育園みたいな違いがあるわけですね。それでそうはいつでも実際問題として、そのボランティアの問題やそれから経費の問題もございまして、なかなかできる範囲でという今、形でやっておるわけですが、これからまた町の財政と相談しまして検討していきたいと思えます。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 町長から保護者から要望があれば考える余地もあるようなお話でしたけれども、そういう要望もないだろうということだったんですけれども、要望は結構あります。やはり私もちょっと子供は大きくなっちゃったんですけれども、中学1年生の子供を持っておるんですが、結構やはりあるんですね。東小はやっているのに、何でうちのほうはないんだろうねとか、何でできないのかねっていう声もあるのは事実です。ただ、それがどれだけ私の周りで聞こえるだけなのか、全体で聞こえているのかというのは別問題ですので、また、その辺も住民の皆様の小さな意見に耳を傾けるのが関根町長のすばらしいところだと思っておりますので、ぜひそういった声をしっかり拾い上げていただいて、この事業を拡大していくように、前向きに検討していただければありがたいと思う次第でございます。

続いて、上里中学校の耐震化についてお伺いをいたします。

先ほど町長の答弁の中で、私が幾つか提案させていただいた中の最後の12月の部分です。建て替えのローテーションについてのことで、検討をしていただいたということで、今後どのような案としてまとまってくるのかが非常に楽しみなんですけど、その部分の質問ではなく、教育長のほうに御質問なんですけれども、教育委員さん5名と板垣校長先生、柴崎課長と7名で玉村、児玉並びに美里中、美里教委のほうに行かれたということなんですけれども、実際、視察に教育長が行かれてみているいる感じだと思うんですが、実際に見てきて、この上里中の建て替えの場合はどのような……、とりあえず質問だけさせてもらいます。

この町のほうで検討されているD案のほうが、E案としてつけ加えてもらう案よりすぐれているかなと感ぜられたでしょうか……。答えられるかな。

議長（根岸 晃君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） それは、やはりいろいろないいところもたくさん見てまいりましたし、それから問題点も見てまいりました。そういうことを報告させていただいているわけですが、あとは町のほうの計画予算等との兼ね合いがございましたので、私のほうでは何としても

無理は言えないと思っております。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 先ほど教育長のほうから視察に行った結果、普通教室を南側に配置して中廊下形式をとって北側に特別教室ですが、こういったものもそういう配置にするとスペース的にも結構省スペースでいけるのではないかというお話をいただきまして、新しい公立中学校ではわかりませんが、結構私立中とかそういったところが多いんです。土地が狭い中で校舎を建てていますので、そういった事例も見られますし、また、実際に見てこられて問題点もあるが、メリットも大きければそういったところの実際感じたものをプロジェクトチームのほうにしっかり提言をされていて、なるべく今出ている案だけにとらわれず、よりよいものができるような提言をしていただけたらありがたいなと思っております、この上里中学校の耐震化については終わらせていただきたいと思っております。

続いて、ゴルフ場の件は納得いく答弁をいただいたので、最後にサービスエリア周辺地区整備事業についてお伺いをしたいと思います。

先ほどボーリング調査の結果、中間報告が出てきていますよと。南4カ所、北1カ所のボーリングを終えて、その中には埋め戻しに使ったいわゆる掘削土（ズリ）というやつですが、それと粘土がまざっているようなものがサンプリングで出てこられたということで、当初、一部のうわさとしてあったような産業廃棄物が埋まっているのではないのかとか、そういった事実は確認されなかったということで非常に安心しているところでございます。

しかしながら、砂利の採取が5メートルから10メートル、15メートル近く、一番深いところで15メートルほどいくと地山が確認されて、N値が40くらい出ているということで、ほかの工業団地でもそういうことは多いよというお話があったかもしれませんが、本来、この土地であれば砂利層があるということで、もう少し浅いところに支持基盤があったのかなと。砂利を採取したことによって、その後の建築費用って結構かかっちゃうだろうと、そんな気がしております、果たして今さらながらなんですが、土地の買収の価格が砂利を採取したところと未採取のところの金額差が、これで妥当だったのかというのを非常に疑問といたしますか、どうだったのかなという、ちょっとひっかかるところもあるんですけども、何はともあれごみだとか有毒物質がなかったということは非常に安心をいたしました。

ただ、17.5ヘクタールで計5カ所ですから、もしかしたら工事をしていく中で、現場打ちのくいでも掘ったときに何か出てきたら問題があるとなってしまうかもしれないんですけども、それはまあそのときで東松山の事例や春日部だったですか、どこかでそのような事例があったり、また、この辺では県の企業局のほうで山下ゴムさんですか、木の抜根が出てきて、そのの

除去を、それによって沈下したとかで5億ぐらい県のほうが企業さんにお支払いをしたような記憶もあるんですけども、そういったことも今後、これでボーリングを行ったことで100%ないとは言えないかもしれませんが、それはそれで別としても、くい打ちには少なくとも支持基盤まで15メートルぐらいのくいがかかるとなってくると、やはり土地代は安いとしても、トータルのコストが高くなってしまふかなと思うんです。それで分譲はその周りの同種の工業団地の分譲価格だとかを考慮しながら、開発公社の中で当然、価格を決めていくんでしょうけれども、今回、これで15メートルにはN値40の支持基盤があると。それをもって、そういう前提で企業さんのお話ができるのかなと思うことで、一つの手持ちの資料が増えたといいますが、説明をするものが増えたのかと思うんです。

それと、もう一つは、道路が始まるということで、開発のためのステップができた。こうやって一つ一つ今まで漠然と工業団地だよということだったんですが、工業団地にするに当たっての開発のための道路も公共事業で始まると。心配されていた土質、地質の部分も、ごみは今のところ5カ所やっていますから、高い確立でないよと。ちょっと杭はお金かかっちゃうかもしれないけれども、15メートルほどパイル打てば支持基盤に到達するよ。そんなことが増えた中で、ちょっと話が回りくどくなってしまったんですが、そのもう一段先に行くのに、やはりあの土地が、要するに企業にとって魅力的であるためには、高速道路の出入りということになると思うんです。そのためには当然ながら、町長も先ほどおっしゃっていたとおり、工業団地にしても大型車、大型貨物が出入りできなければだめだと。仮に上り線に関して地域振興施設とするにしても大型観光バス、これらの出入りができなければならないということは、結局は大型車が通行できるスマートインターがなければいけないということなんです。そこでの質問とちょっと答弁がかみ合わなかった部分が若干あったので、回りくどい質問になってしまったんですけども、最後の質問をさせていただきますが、道路自体は幅員9.5メートル、車道7メートル、歩道2.5メートルの幅員9.5メートルで大型車の通行は可能ですけれども、大型車が対応できるスマートインターということになりますと、駒寄や三好のように今ある土地の中だけでおさまらない可能性があるかと町長もおっしゃっていましたが、新たに用地買収をしなければいけない可能性が出てくる。そうなってくると、この道路が私たちがいただいた示されたとおりのこういう線形でいけるのか。新たな用地買収、この辺になるか、こっちになるかわからないんですけども、この道路を設計するに当たって、そこまで考えて幅員9.5メートルの道路をつくらないと、大型車が対応できるような、仮に用地買収が必要となるようなスマートインターをつくれれば、この道路の線形も当然変わってくると思うんです。そこまですら検討されて、今回この詳細の測定のほうを、路線測量ですか、こちらのほうの検討をされているのかというのが私の質問の趣旨だったんです。当然9.5メートルの道路をつくるに当たって、片



ってきて見たんですけれども、やはり大型に対応するには、このアールも結構大きくとらなきゃならないということで、現在のサービスエリアの余っている土地の中では厳しいのかなと。そうしますと、考えられるのは今、線が入っているラインに進入路が飛び出してくるかと思うんです。そこまで検討をされた上で詳細設計を進めていかないと、道路の設計は終わりました、用地買収進んできましたよと、工事やります。最終的にスマートインターをつけるときに、スマートインターの導入路がこっちの町道2480号線、このあと道路認定とれば2480号線です。これにかかっちゃってできないよと。そういったことにならないような総合政策課の優秀な職員様方が事業を進めていることですから、そんなことはなかろうかと思えますけれども、間違ってもそのようなことがないように検討していただきたいというのが、私の今回の質問の1つの趣旨でございますので、その辺だけ確認できれば結構かなと思いますので、答弁はあえて要りませんので、以上をもって一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（根岸 晃君） 3番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後 4時40分散会